

昭和四十六年政令第百一十号

預金保険法施行令

内閣は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第四十二条第一項、第五十一条第一項、第五十四条第一項及び第三項、第五十七條第一項及び第二項、第五十八條、第五十九條並びに附則第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一条 この政令において「金融機関」、「預金等」、「長期信用銀行債等」、「預金者等」、「銀行持株会社等」、「銀行等」、「優先株式等」、「優先株式」、「劣後特約付社債」、「優先出資」、「株式等」、「優先株式等の引受け等」又は「株式等の引受け等」とは、預金保険法（以下「法」という。）第二条に規定する金融機関、預金等、長期信用銀行債等、預金者等、銀行持株会社等、銀行等、優先株式等、優先株式、劣後特約付社債、優先出資、株式等、優先株式等の引受け等又は株式等の引受け等をいう。

（長期信用銀行債等）

第一条の二 法第二条第二項第五号に規定する政令で定めるものは、債券が発行されるもので当該債券の発行時において当該債券の応募者と当該債券の発行者との間で内閣府令・財務省令で定めるところにより当該債券に係る保護預り契約がされているものとする。

（劣後特約付社債）

第一条の三 法第二条第六項に規定する政令で定める社債は、次に掲げる性質のすべてを有するものとする。

- 一 担保が付されていないこと。
二 その償還が行われない期間が発行時から五年を超えるものであること。

（劣後特約付金銭消費貸借）

第一条の四 法第二条第八項に規定する政令で定める金銭の消費貸借は、次に掲げる性質のすべてを有するものとする。

- 一 担保が付されていないこと。
二 その元本の弁済が行われない期間が契約時から五年を超えるものであること。

（借入金の限度額）

第二条 法第四十二条第三項に規定する政令で定める金額は、十九兆円とする。

（一般預金等に係る保険料の額の計算上除かれる預金等）

第三条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める預金等は、次に掲げる預金等で、法第五十

条第一項の規定により金融機関が提出する同項の書類に記載されたものとする。

一 譲渡性預金（準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百三十五号）第四条第二号に規定する譲渡性預金をいう。次条第一号において同じ。）
二 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十一条第三項に規定する特別国際金融取引勘定において経理された預金（次号又は第四号に掲げる預金等に該当するものを除く。）

三 日本銀行から受け入れた預金等（会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第三十四条第一項の規定による国庫金出納の事務に係るものを除く。）
四 金融機関から受け入れた預金等（法第五十条の三第一項第一号に規定する確定拠出年金の積立金の運用に係るものを除く。）

五 長期信用銀行債等（次に掲げるものに限る。）の発行により受け入れた金銭
イ 募集の方法により発行されたもの
ロ 当該長期信用銀行債等に係る保護預り契約が終了したもの（イに掲げるものを除く。）

六 預金保険機構（以下「機構」という。）から受け入れた預金等
七 預金等（法第二条第二項第五号に掲げるものを除く。）に係る証書（貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する受益証券及び信託法（平成十八年法律第百八号）第百八十五条第一項に規定する受益証券を含む。）が無記名式である預金等

八 その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権又は信託法に規定する受益証券発行信託の受益権に係る信託契約により受け入れた金銭
（決済用預金に係る保険料の額の計算上除かれる預金）

第三条の二 法第五十一条の二第一項に規定する政令で定める預金は、次に掲げる預金で、法第五十条第一項の規定により金融機関が提出する同項の書類に記載されたものとする。

一 譲渡性預金
二 外国為替及び外国貿易法第二十一条第三項に規定する特別国際金融取引勘定において経

理された預金（次号又は第四号に掲げる預金に該当するものを除く。）
三 日本銀行から受け入れた預金（会計法第三十四条第一項の規定による国庫金出納の事務に係るものを除く。）
四 金融機関から受け入れた預金（法第五十条の三第一項第一号に規定する確定拠出年金の積立金の運用に係るものを除く。）

五 機構から受け入れた預金
六 預金に係る証書が無記名式である預金（仮払金の最高限度額）
第四条 法第五十三条第四項に規定する政令で定める金額は、六十万円とする。

第五条 法第五十三条第四項の規定による仮払金の支払は、普通預金に係る債権のうち元本について行うものとする。
第六条 法第五十四条第一項に規定する政令で定める一般預金等は、一般預金等（法第五十一条第一項に規定する一般預金等をいう。以下同じ。）のうち次に掲げる預金等に該当するものとする。

一 他人（仮設人を含む。）の名義をもつて有している預金等
二 預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十一年法律第百三十六号）第二条第一項又は第二項の規定に違反してされた契約に基づく預金等
（利息等）

第六条の二 法第五十四条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 預金契約に係る利息
二 定期積金契約に係る給付補填金（法第五十二条第二項第一号に規定する給付補填金をいう。）
三 掛金契約に係る給付補填金（法第五十八条の二第一項第三号に規定する給付補填金をいう。）

四 金銭信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により利益を補足する契約がされたものに限り。）に係る信託契約に係る収益の分配
五 前号に掲げる金銭信託以外の金銭信託（貸付信託を含む。）に係る信託契約に係る収益の分配のうち、預金者等に分配されることが

確実なものとして内閣府令・財務省令で定めるもの
六 長期信用銀行債等（割引の方法により発行されたものを除く。）に係る利息
七 長期信用銀行債等のうち割引の方法により発行されたものに係る当該長期信用銀行債等の金額から払込金の合計額を控除した金額に相当するもの

2 法第五十四条第一項に規定する保険事故が発生した日において現に預金者等が有する預金等に係る債権のうち前項各号に掲げるものの額の計算については、内閣府令・財務省令で定める。
（保険基準額）

第六条の三 法第五十四条第二項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。
（一般預金等に係る債権の金利）
第六条の四 法第五十四条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、定期積金の利回り、掛金の利回り、金銭信託の予定配当率（貸付信託にあつては、予想配当率）及び長期信用銀行債等のうち割引の方法により発行されたものの割引率（第三十条の二第一号において「利率に準ずるもの」と総称する。）とする。

（一般預金等に係る保険金の額の特例）
第六条の五 法第五十四条第三項の規定により保険金の額を計算する場合においては、同条第一項及び第二項の規定により計算した保険金の額に対応するそれぞれの預金等に係る債権の額につきそれぞれ対応する法第五十三条第四項の仮払金の支払及び法第百二十七条第一項において準用する法第六十九条の三第一項の貸付けに係る預金等の払戻しを受けた額を控除するものとする。

（仮払金の払戻しの基準となる額の計算方法）
第六条の六 法第五十四条第四項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、同条第一項及び第二項の規定による保険金の額に対応する各元本の額のうち普通預金に係る元本の額の合計額とする。
（保険金の額の計算上除かれる決済用預金）

第七条 法第五十四条の二第一項に規定する政令で定める決済用預金は、決済用預金（法第五十一条の二第一項に規定する決済用預金をいう。以下同じ。）のうち次に掲げる預金に該当するものとする。

一 譲渡性預金
二 外国為替及び外国貿易法第二十一条第三項に規定する特別国際金融取引勘定において経

理された預金（次号又は第四号に掲げる預金に該当するものを除く。）
三 日本銀行から受け入れた預金（会計法第三十四条第一項の規定による国庫金出納の事務に係るものを除く。）
四 金融機関から受け入れた預金（法第五十条の三第一項第一号に規定する確定拠出年金の積立金の運用に係るものを除く。）

五 機構から受け入れた預金
六 預金に係る証書が無記名式である預金（仮払金の最高限度額）
第四条 法第五十三条第四項に規定する政令で定める金額は、六十万円とする。

第五条 法第五十三条第四項の規定による仮払金の支払は、普通預金に係る債権のうち元本について行うものとする。
第六条 法第五十四条第一項に規定する政令で定める一般預金等は、一般預金等（法第五十一条第一項に規定する一般預金等をいう。以下同じ。）のうち次に掲げる預金等に該当するものとする。

一 他人（仮設人を含む。）の名義をもつて有している預金等
二 預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十一年法律第百三十六号）第二条第一項又は第二項の規定に違反してされた契約に基づく預金等
（利息等）
第六条の二 法第五十四条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 預金契約に係る利息
二 定期積金契約に係る給付補填金（法第五十二条第二項第一号に規定する給付補填金をいう。）
三 掛金契約に係る給付補填金（法第五十八条の二第一項第三号に規定する給付補填金をいう。）
四 金銭信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により利益を補足する契約がされたものに限り。）に係る信託契約に係る収益の分配
五 前号に掲げる金銭信託以外の金銭信託（貸付信託を含む。）に係る信託契約に係る収益の分配のうち、預金者等に分配されることが

一 他人（仮設人を含む。）の名義をもつて有している預金

二 預金等に係る不当契約の取締に関する法律第二条第一項又は第二項の規定に違反してされた契約に基づく預金

（決済用預金に係る保険金の額の特例）

第七条の二 法第五十四条の二第二項において準用する法第五十四条第三項の規定により保険金の額を計算する場合には、法第五十四条の二第一項の規定により計算した保険金の額に対応するそれぞれの預金に係る債権の額につきそれぞれ対応する法第五十三条第四項の仮払金の支払及び法第六十九条の三第一項（法第二百一十七条第一項において準用する場合を含む。）の貸付けに係る預金の払戻しを受けた額を控除するものとする。

（遺族等）

第七条の三 法第五十四条の三第二項第一号に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第四十条（同法第七十三条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により加入者等（法第五十四条の三第一項第一号に規定する加入者等を含む。）の遺族に当該加入者等に係る死亡一時金が支給される場合、当該加入者等の遺族

二 確定拠出年金法第四十一条第四項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により加入者等の個人別管理資産額（同法第二条第十三項に規定する個人別管理資産額をいう。）に相当する金銭が当該加入者等の相続財産とみなされる場合、当該相続財産とみなされる金銭の全部又は一部を受ける者（遺族等の支払対象預金等に係る債権とみなされる部分）

第七条の四 法第五十四条の三第二項第一号に規定する政令で定める部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

一 前条第一号に掲げる場合、確定拠出年金法第四十一条第三項の規定により当該加入者等の遺族の人数によつて等分した部分

二 前条第二号に掲げる場合、同号に規定する金銭のうち同号に定める者が受ける部分に相当する部分

（保険金の支払に係る公告事項）

第八条 法第五十七条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 保険金の支払の取扱時間

二 預金者等が保険金の支払を請求する際に機構に対し提出又は提示をすべき書類その他のもの

三 その他機構が必要と認める事項

（仮払金の支払に係る公告事項）

第九条 法第五十七条第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 仮払金の支払の取扱時間

二 預金者等が仮払金の支払を請求する際に機構に対し提出又は提示をすべき書類その他のもの

三 その他機構が必要と認める事項

（保険金等の支払期間の変更）

第十条 法第五十七条第三項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 破産法（平成十六年法律第七十五号）第九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による配当の公告

二 法第三百三十七条の二第二項の規定による通知

三 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第九十九条第一項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第二百一十条第一項の規定による更生計画認可の決定

四 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定

（保険金の支払の保留）

第十一条の二 機構は、法第五十八条第二項の規定により保険金の支払を保留するときは、当該保険金の支払を請求した預金者等に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 支払を保留する保険金の額

二 保険金の支払の請求により機構が取得した債権に係る預金等の種類及び額その他の当該預金等を特定するに足りる事項

三 保留の原因たる担保権に係る担保権者の氏名又は名称

四 預金者等が保留の原因たる担保権に係る被担保債権が消滅したことにより当該保留の解除を求むる場合に機構に対し提出又は提示をすべき書類その他のもの

（保険金の支払の場合の租税特別措置法の特例）

第十一条の三 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四条の二第一項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第四項第一号ロ又はハに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合であつて、当該事実が法第五十三条第一項の規定による保険金の支払により生じたものであるときに、当該租税特別措置法第四条の二第二項及び第九項の規定の適用については、当該事実が、同条第二項に規定する政令で定める場合及び同条第九項に規定する事実と該当しないものとみなす。

2 租税特別措置法第四条の三第一項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法第六条第二項第一号ロ又はハに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合であつて、当該事実が法第五十三条第一項の規定による保険金の支払により生じたものであるときに、当該租税特別措置法第四条の三第二項及び第十項の規定の適用については、当該事実が、同条第二項に規定する政令で定める場合及び同条第十項に規定する事実と該当しないものとみなす。

（金融機関による合併等を援助するための行為）

第十二条 法第六十条第一項に規定する政令で定める行為は、資金の貸付け又は預入れとする。

第十三条 法第六十四条の二第二項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 経営の合理化のための方策

二 機構が法第六十四条第一項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）以下この号及び次条において同じ。）の決定に基づいて取得する優先株式等（次に掲げるものを含む。）及び機構が法第六十四条第一項の決定に基づいて取得する貸付債権に係る借入金につき株式処分等（剰余金をもつてする自己の株式の取得又は剰余金をもつてする優先出資の消却をいう。以下同じ。）、償還又は返済に対応することができず財源を確保するための方策

イ 当該優先株式等が優先株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(1) 当該優先株式が他の種類の株式への転換（当該優先株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下この条、次条（第二項第三号を除く。）、第二十九條の二十三並びに第二十九條の二十八第一号及び第二号において同じ。）の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該優先株式又は（一）若しくは（二）に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあっては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該優先株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

三 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

第十三条の二 法第六十四条の二第六項第一号（法附則第十五条の四第七項において準用する

（保険金の支払の保留）

第十一条の二 機構は、法第五十八条第二項の規定により保険金の支払を保留するときは、当該保険金の支払を請求した預金者等に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 支払を保留する保険金の額

二 保険金の支払の請求により機構が取得した債権に係る預金等の種類及び額その他の当該預金等を特定するに足りる事項

三 保留の原因たる担保権に係る担保権者の氏名又は名称

四 預金者等が保留の原因たる担保権に係る被担保債権が消滅したことにより当該保留の解除を求むる場合に機構に対し提出又は提示をすべき書類その他のもの

（保険金の支払の場合の租税特別措置法の特例）

第十一条の三 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四条の二第一項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第四項第一号ロ又はハに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合であつて、当該事実が法第五十三条第一項の規定による保険金の支払により生じたものであるときに、当該租税特別措置法第四条の二第二項及び第九項の規定の適用については、当該事実が、同条第二項に規定する政令で定める場合及び同条第九項に規定する事実と該当しないものとみなす。

2 租税特別措置法第四条の三第一項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法第六条第二項第一号ロ又はハに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合であつて、当該事実が法第五十三条第一項の規定による保険金の支払により生じたものであるときに、当該租税特別措置法第四条の三第二項及び第十項の規定の適用については、当該事実が、同条第二項に規定する政令で定める場合及び同条第十項に規定する事実と該当しないものとみなす。

（金融機関による合併等を援助するための行為）

第十二条 法第六十条第一項に規定する政令で定める行為は、資金の貸付け又は預入れとする。

第十三条 法第六十四条の二第二項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 経営の合理化のための方策

二 機構が法第六十四条第一項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）以下この号及び次条において同じ。）の決定に基づいて取得する優先株式等（次に掲げるものを含む。）及び機構が法第六十四条第一項の決定に基づいて取得する貸付債権に係る借入金につき株式処分等（剰余金をもつてする自己の株式の取得又は剰余金をもつてする優先出資の消却をいう。以下同じ。）、償還又は返済に対応することができず財源を確保するための方策

イ 当該優先株式等が優先株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(1) 当該優先株式が他の種類の株式への転換（当該優先株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下この条、次条（第二項第三号を除く。）、第二十九條の二十三並びに第二十九條の二十八第一号及び第二号において同じ。）の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該優先株式又は（一）若しくは（二）に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあっては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該優先株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

三 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

第十三条の二 法第六十四条の二第六項第一号（法附則第十五条の四第七項において準用する

場合を含む。に規定する政令で定める株式等は、機構が法第六十四条第一項の規定に基づいてした優先株式等の引受け等により取得した優先株式等（前条第二号イからハまでに掲げるものを含む。）とする。

2 法第六十四条の二第六項第二号（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める株式等は次に掲げる株式等とする。

一 機構が法第六十四条第一項の規定により優先株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関又は銀行持株会社等の株式交換完全親株式会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全親株式会社をいう。以下同じ。）又は株式移転設立完全親会社（同法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）となった会社から機構が割当てを受けた優先株式（次に掲げるものを含む。）

イ 当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該優先株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ニ 機構が法第六十四条第一項の規定により優先株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等が行う合併又は会社分割により当該金融機関又は銀行持株会社等の事業の全部又は一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた優先株式等（次に掲げるものを含む。）

イ 当該優先株式等が優先株式である場合にあっては、次に掲げる株式

(1) 当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合に

合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該優先株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあっては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されたときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該優先株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

三 本条の規定により取得優先株式等（法第六十四条の二第六項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。第十四条の二及び第十四条の三において同じ。）に規定する取得優先株式等をいう。）に該当する株式等の発行者である法人が行う株式交換若しくは株式移転により当該法人の株式交換完全親株式会社若しくは株式移転設立完全親会社となった会社又は当該法人が行う合併若しくは会社分割により当該法人の事業の全部若しくは一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた株式等（次に掲げるものを含み、前二号に掲げる株式等を除く。）

イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下この条から第二十九条の二十八まで（第二十九条の二十三並びに第二十九条の二十八第一号及び第二号を除く。）において同じ。）の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が劣後特約付社債である場合にあっては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

(業務の継続の特例に係る承認の申請)

第十四条の二 救済金融機関は、法第六十七条第二項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。第三号及び次項において同じ。）の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。）に提出しなければならない。

一 当該業務を継続する特別の事情を記載した書面

二 当該業務を継続する期間及び当該業務の整理に関する計画を記載した書面

三 法第六十七条第二項に規定する契約の内容及び合併、事業の譲受け、付保預金移転（法第二十一条に規定する付保預金移転をいう。）又は会社分割の日における当該契約の総額を記載した書面

四 その他内閣府令・財務省令で定める書類

2 法第六十七条第二項に規定する計画につき同項の承認を受けた救済金融機関は、同条第三項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）の規定による当該計画の変更の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない。

一 当該計画を変更する予見し難い経済情勢の变化その他やむを得ない事情を記載した書面

二 当該業務を継続する期間及び変更後における当該業務の整理に関する計画を記載した書面

三 その他内閣府令・財務省令で定める書類（資金援助に係る株式交換等の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策）

第十四条の二 法第六十八条の二第四項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 経営の合理化のための方策

二 法第六十八条の二第一項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の承認を受けた株式交換等（法第六十八条の二第一項に規定する株式交換等をいう。）により機構が割当てを受けた法第六十四条の二第六項に規定する取得優先株式等である株式（次に掲げるものを含む。）につき剰余金をもつてする自己の株式の取得に対応することができるとする財源を確保するための方策

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

三 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（資金援助に係る組織再編成の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策）

第十四条の三 法第六十八条の三第四項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。第二号において同じ。）に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 経営の合理化のための方策

二 法第六十八条の三第一項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の承認を受けた組織再編成（法第六十八条の三第一項に規定する組織再編成をいう。以下この号において同じ。）により機構が割当てを受けた法第六十四条の二第六項に規定する取得優先株式等である株式等（次に掲げるものを含む。）及び法第六十八条の三第一項の承認を受けた組織再編成の後において機構が保有する取得貸付債権（法第六十四条の二第五項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）に規定する取得貸付債権をいう。当該組織再編成に係る承継金融機関等（法第六十八条の三第四項に規定する承継金融機関等をいう。）を債務者とするものに限る。）に係る

借入金につき株式処分等、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

- (1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式
- (2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式
- (3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が劣後特約付社債である場合にあっては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

三 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

四 追加資金援助に係る財務内容の健全性の確保のための方策の規定の準用)

第十四条の四 第六十九条の規定は、第六十九条第四項において第六十四条の第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十三条第二号中「第六十四条第一項」とあるのは、「第六十九条第四項において準用する第六十四条第一項」と読み替えるものとする。

(追加資金援助に係る取得優先株式等の規定の準用)

第十四条の五 第十三条の二の規定は、第六十九条第四項において第六十四条の第二項第五項(第六十八条の二第五項及び第六十八条の三第五項において準用する場合を含む。)の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十三条の二第一項並びに第二項第一号及び第二号中「第六十四条第一項」とあるのは、「第六十九条第四項において準用する第六十四条第一項」と読み替えるものとする。

第十四条の六 第十四条の二の規定は、第六十九条第四項において第六十八条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十四条の二第二号中「第六十六条第八号の二第一項」とあるのは、「第六十九条第四項において準用する第六十六条第八号の二第六項」と読み替えるものとする。

(追加資金援助に係る株式交換等の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用)

第十四条の七 第十四条の三の規定は、第六十九条第四項において第六十八条の三第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十四条の三第二号中「第六十六条第八号の三第一項」とあるのは、「第六十九条第四項において準用する第六十六条第八号の三第三項」とあるのは、「第六十九条第四項において準用する第六十六条第八号の三第一項」と、「第六十六条第八号の三第一項」と、「第六十九条第四項において準用する第六十六条第八号の二第五項」と、「第六十六条第八号の二第六項」とあるのは、「第六十九条第四項において準用する第六十六条第八号の二第六項」と読み替えるものとする。

(追加資金援助に係る組織再編成の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用)

第十四条の八 第六十九条の二第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第七十二条に規定する資金清算業の適切な遂行を確保するための措置その他これに準ずる措置により当該取引に係る債務の履行の確保が図られているものとして機構が適当であると認めるものを除く。)とする。

一 為替取引

二 手形、小切手その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ、証券又は証書について手形交換所における提示に基づき行われる取引

三 小切手法(昭和八年法律第五十七号)第六條第三項の規定により金融機関が自己宛に振り出した小切手に係る取引

(金融業を営む者)

第十四条の九 第六十九条の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 金融機関

二 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四十七条第二項に規定する外国銀行支店

三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合

四 農業協同組合法第十条第三号の事業を行う農業協同組合連合会

五 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合

六 水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会

七 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合

八 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

九 農林中央金庫

(金融機関が負担する債務)

第十四条の十 第六十九条の二第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 金融機関が業として行う取引以外の取引に起因するもの

二 前条各号に掲げる者が業として行う取引以外の取引に基づくものであつて、当該者の委託に起因するもの

三 第十四条の八第三号に掲げる取引に起因するもの

(預金等債権の買取りの対象から除かれる預金等)

第十五条 第七十条第一項に規定する政令で定める預金等は、第三号各号及び第六号各号に掲げる預金等とする。

第十六条 第七十条第二項に規定する買取りに要した費用として政令で定めるものは、次に掲げる費用とする。

一 預金等債権の買取り(法第七十条第一項に規定する預金等債権の買取りをいう。以下同じ。)

二 預金等債権の買取りのために借入金の利息(借入金の利率をいう。以下同じ。)

三 法第七十条第二項ただし書の規定による支払をするとき当該場合に当該支払のために機構が要すると見込まれる事務取扱費

(概算払額の計算上除かれるもの)

第十七条 第七十条第三項に規定する政令で定めるものは、第六号の二第一項第二号、第三号及び第七号に掲げるものとする。

(預金等債権の買取りに係る公告事項)

第十八条 第七十二条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 預金者等が預金等債権の買取りの請求をする際に機構に対し提出又は提示をすべき書類その他のもの

二 預金者等が預金等債権の買取りの請求をする際に機構が必要と認める事項

三 その他機構が必要と認める事項

(預金等債権の買取り期間の変更)

第十九条 第七十二条第二項に規定する政令で定める事由は、第十条第一項各号に掲げる事由とする。

2 機構は、法第七十二条第二項の規定により預金等債権の買取りに係る買取期間を変更する場合には、変更後の買取期間の末日を前項に規定する事由のあつた日から起算して三週間を経過する日以後にしなければならない。

(精算払に係る公告事項)

第二十条 法第七十二条第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 支払の方法

二 その他機構が必要と認める事項

(預金等債権の買取りの場合の基準日における元本額)

第二十一条 法第七十三条第一項に規定する元本の額として政令で定める金額は、預金者等が法第七十条第四項に規定する概算払額の支払を受けた預金等債権(以下同じ。)のうち、当該概算払額の支払に係る保険事故が発生した日において元本であつたものの額(法第七十三条第一項第五号に規定する長期信用銀行債等にあつては、当該長期信用銀行債等の金額)に相当する金額(当該概算払額の支払の日までに、機構が法第五十八条第一項若しくは第三項の規定により当該預金等債権の元本の全部若しくは一部を取得している場合又は当該預金等債権の元本の全部若しくは一部が法第六十九条の三第一項(法第二百二十七条第一項において準用する場合を含む。)の貸付けに係る預金等の払戻し、相殺その他の事由により消滅している場合にあっては、その取得した預金等債権の元本の額に相当する金額又はその消滅した預金等債権の元本の額に相当する金額を控除した金額)とする。

(預金等債権の買取りの場合の租税特別措置法の特例)

第二十二条 租税特別措置法第四条の二第一項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約又はその

履行につき、勤労者財産形成促進法第六條第四項第一号ロ又はハに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合であつて、当該事実が預金等債権の買取りにより生じたものであるときにおける租税特別措置法第四條の第二項及び第九項の規定の適用については、当該事實は、同條第二項に規定する政令で定める場合及び同條第九項に規定する事実と該当しないものとみなす。

2 租税特別措置法第四條の第三項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法第六條第二項第一号ロ又はハに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合であつて、当該事実が預金等債権の買取りにより生じたものであるときにおける租税特別措置法第四條の第三項及び第十項の規定の適用については、当該事實は、同條第二項に規定する政令で定める場合及び同條第十項に規定する事実と該当しないものとみなす。

(資本金の額の減少の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)

第二十三條 法第八十九條(法第六六條第二項の規定により準用する場合を含む。)に規定する政令で定める債権者は、次に掲げるものとする。

- 一 定期積金の積金者
- 二 掛金の掛金者
- 三 金銭信託の受益者
- 四 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七號)第八條の規定による長期信用銀行債、金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六號)第八條第一項(同法第五十五條第四項において準用する場合を含む。)の規定による特定社債、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七十七號)附則第六十九條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六十八條の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七條の二第一項の規定による債券、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八號)第五十四條の二の四第一項の規定による全国連合会債及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四號)第三十三條の規定による商工債(同法附則第三十七條の規定により同法第三十三條の規定により

発行された商工債とみなされたものを含む。)(第二十九條の五第四号及び第三十條において「金融債」という。)の権利者

五 保護預り契約に係る債権者その他の銀行等の業務に係る多数人を相手方とする定型契約の債権者で内閣府令・財務省令で定めるもの

(協定承継銀行に生じた損失の金額)

第二十四條 法第九十九條に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、協定承継銀行(法第九十七條第一項第一号に規定する協定承継銀行をいう。第一号において同じ。)の各事業年度に係る次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

- 一 法第九十七條第一項に規定する承継協定の定めにより協定承継銀行の資産の買取りが行われた場合における当該資産に係る譲渡損に相当する金額
 - 二 損益計算上の当期損失として内閣府令・財務省令で定めるものの金額
- (再承継金融機関等に対する資金援助に係る財務内容の健全性の確保のための方策の規定の準用)

第二十四條の二 第十三條の規定は、法第一百零七項において法第六十四條の二第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十三條第二号中「法第六十四條第一項」とあるのは、「法第一百零七項において準用する法第六十四條第一項」と読み替えるものとする。

(再承継金融機関等に対する資金援助に係る取得優先株式等の規定の準用)

第二十四條の三 第十三條の二の規定は、法第一百零七項において法第六十四條の二第五項(法第六十八條の二第五項及び第六十八條の三第五項において準用する場合を含む。)の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十三條の二第一項並びに第二項第一号及び第二号中「法第六十四條第一項」とあるのは、「法第一百零七項において準用する法第六十四條第一項」と読み替えるものとする。

(再承継金融機関について準用する法の規定の読替え)

第二十四條の四 法第一百零七項に規定する再承継金融機関について同條第七項において法第六十七條第三項の規定を準用する場合においては、同項中「破綻金融機関」とあるのは、「承継銀行」と読み替えるものとする。

(再承継金融機関等に対する株式交換等の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用)

第二十四條の五 第十四條の二の規定は、法第一百零七項において法第六十八條の二第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十四條の二第二号中「法第六十八條の二第一項」とあるのは、「法第一百零七項において準用する法第六十八條の二第一項」とあり、同法第六十四條の二第六項とあるのは「法第一百零七項において準用する法第六十四條の二第六項」と読み替えるものとする。

(再承継金融機関等に対する組織再編成の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用)

第二十四條の六 第十四條の三の規定は、法第一百零七項において法第六十八條の三第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十四條の三第二号中「法第六十八條の三第一項」とあるのは「法第一百零七項において準用する法第六十八條の三第一項」とあり、「法第六十四條の二第五項」とあるのは「法第一百零七項において準用する法第六十四條の二第五項」とあり、「法第六十四條の二第六項」とあるのは「法第一百零七項において準用する法第六十四條の二第六項」と読み替えるものとする。

(経営の健全化のための計画)

第二十五條 法第一百五條第三項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

- 一 経営の合理化のための方策
- 二 責任ある経営体制(銀行持株会社等が法第一百五條第二項の申込みをした場合にあつては、当該銀行持株会社等の経営体制を含む)の確立のための方策
- 三 配当等により剰余金(銀行持株会社等が法第一百五條第二項の申込みをした場合にあつては、当該銀行持株会社等の剰余金を含む)が流出しないための方策
- 四 機構が法第一百五條第四項の規定に基づいて取得する株式等(次に掲げるものを含む。第二十五條の六において同じ。)及び機構が同項の規定に基づいて取得する貸付債権に係る借入金につき株式処分等、償還又は返済に対応することができる財源(銀行持株会社等が法第一百五條第二項の申込みをした場合にあつては、当該銀行持株会社等の財源)を確保するための方策

イ 当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が劣後特約付社債である場合にあっては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

五 財務内容(銀行持株会社等が法第一百五條第二項の申込みをした場合にあつては、当該銀行持株会社等の財務内容を含む。)の健全性及び業務(銀行持株会社等が法第一百五條第二項の申込みをした場合にあつては、当該銀行持株会社等の業務を含む。)の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(優先出資の発行による登記の特例)

第二十五條の二 法第七十七條の四第二項の規定により金融機関が法第一百五條第四項の規定による決定に従つた優先出資の発行による変更の登記を行う場合における協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令(平成五年政令第三十九十八號)第十四條の規定の適用については、同條中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類及び預金保険法(昭和四十六年法律第三十四號)第一百五條第四項の規定による決定に従つた優先出資の発行であることを証する書面」とする。

(第一号措置に係る取得株式等)

第二十五條の三 法第八十八條第三項第一号(法第八十八條の二第四項(法第八十八條の三第八項において準用する場合を含む。))において準用する場合は、機構が第一号措置(法第二百二條第一項第一

号に規定する第一号措置をいう。以下この条及び第三十三条の三第一号イにおいて同じ。）により取得した株式等（次に掲げるものを含む。）とする。

一 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

二 当該株式等が劣後特約付社債である場合にあっては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されるときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

三 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

2 法第八十八条第三項第二号（法第八十八条の二第四項（法第八十八条の三第八項において準用する場合を含む。）、において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める株式等は次に掲げる株式等とする。

一 機構が第一号措置により株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関又は銀行持株会社等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となった会社から機構が割当てを受けた株式（次に掲げるものを含む。）

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

二 機構が第一号措置により株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等が行う合併又は会社分割により当該金融機関又は銀行持株会社等の事業の全部又は一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた株式等（次に掲げるものを含む。）

イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は（1）若しくは（2）に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が劣後特約付社債である場合にあっては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されるときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

三 前二号及びこの号の規定により取得株式等（法第八十八条第三項（法第八十八条の二第四項（法第八十八条の三第八項において準用する場合を含む。）、において準用する場合を含む。）に規定する取得株式等をいう。）に該当する株式等の発行者である法人が行う株式交換若しくは株式移転により当該法人の株式交換完全親株式会社若しくは株式移転設立完全親会社となった会社又は当該法人が行う合併若しくは会社分割により当該法人の事業の全部若しくは一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた株式等（次に掲げるものを含む。）

イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は（1）若しくは（2）に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が劣後特約付社債である場合にあっては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

（法第八十八条の二第三項の規定により提出する経営健全化計画）

第二十五条の四 法第八十八条の二第三項に規定する政令で定める方策は、経営健全化計画（法第八十八条第三項に規定する経営健全化計画をいう。第二十五条の七、第三十三条の三第一号ロ並びに第三十八条第一項第五号及び第六号において同じ。）を連名で提出する法第八十八条の二第三項に規定する株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となった会社における次に掲げる方策とする。

一 責任ある経営体制の確立のための方策

二 配当等により剰余金が流出しないための方策

三 法第八十八条の二第一項の認可を受けた株式交換等（同項に規定する株式交換等をいう。）により機構が割当てを受けた取得株式等である株式（次に掲げるものを含む。第二十五条の七及び第二十五条の九において同じ。）につき剰余金をもつてする自己の株式の取得に対応することができる財源を確保するための方策

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

四 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（対象金融機関の組織再編成の認可の要件）

第二十五条の五 法第八十八条の三第二項第五号に規定する政令で定める要件は、銀行等又は株式会社商工組合中央金庫である対象金融機関（同条第一項に規定する対象金融機関をいう。）が行う組織再編成（同条第一項に規定する組織再編成をいう。以下この条から第二十五条の九までにおいて同じ。）により機構が取得株式等となる株式の割当てを受ける場合において、当該株式の種類が当該組織再編成の前において機構が保有する取得株式等である株式の種類と同一のものと認められることとする。

（承継金融機関が提出する経営健全化計画）

第二十五条の六 法第八十八条の三第三項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 経営の合理化のための方策

二 責任ある経営体制の確立のための方策

三 配当等により剰余金が流出しないための方策

四 法第八十八条の三第一項の認可を受けた組織再編成により機構が割当てを受けた取得株式等である株式等及び当該組織再編成の後において機構が保有する取得貸付債権（法第八十八条第二項に規定する取得貸付債権をいう。）、当該組織再編成に係る承継金融機関（法第八十八条の三第二項第一号に規定する承継金融機関をいう。）を債務者とするものに限る。）に係る借入金につき株式処分等、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

五 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（承継子会社が提出する経営健全化計画）

第二十五条の七 法第八十八条の三第四項において準用する同条第三項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 経営の合理化のための方策

いて準用する同条第一項の認可を受けた組織再編成の後において機構が保有する取得株式等である株式（当該銀行持株会社等を発行主体とするものに限る。）につき剰余金をもつてする自己の株式の取得に対応することができずる財源を確保するための方策

五 財務内容（経営健全化計画を連名で提出する銀行持株会社等の財務内容を含む。）の健全性及び業務（経営健全化計画を連名で提出する銀行持株会社等の業務を含む。）の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（対象金融機関以外の発行金融機関等の組織再編成の認可の要件）

第二十五条の八 法第百八条の三第六項第四号に規定する政令で定める要件は、組織再編成により機構が割当てを受ける取得株式等となる株式の種類が当該組織再編成の前において機構が保有する取得株式等である株式の種類と同一のものと認められることとする。

（法第百八条の三第七項の規定により提出する経営健全化計画）

第二十五条の九 法第百八条の三第七項に規定する政令で定める方策は、同項に規定する他の銀行持株会社等における次に掲げる方策とする。

一 責任ある経営体制の確立のための方策

二 配当等により剰余金が流出しないための方策

三 法第百八条の三第五項の認可を受けた組織再編成により機構が割当てを受けた取得株式等である株式につき剰余金をもつてする自己の株式の取得に対応することができずる財源を確保するための方策

四 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（第一号措置に係る取得株式等の規定の準用）

第二十五条の九の二 法第百八条第三項の規定及び第二十五条の三の規定は、法第百八条の三第八項において法第百八条第二項の規定を準用する場合について準用する。

（法第百八条の三第八項において準用する法第百八条の二第三項の規定により提出する経営健全化計画の規定の準用）

第二十五条の十 第二十五条の四の規定は、法第百八条の三第八項において法第百八条の二第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十五条の四第三号中「法第百八条の二第一項」とあるのは、「法第百八

条の三第八項において準用する法第百八条の二第一項」と読み替えられるものとする。 （特別危機管理銀行に係る資金援助の特例に関する読み替え）	第二十六条 法第百八条第一項の規定による申込み及び同条第二項において準用する法第六十一条第一項の規定について、法第百八条第二項において法の規定を準用する場合における技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第五十内閣総理大臣（労働金庫又は労働内閣九条第金庫連合会にあつては内閣総理大臣六項 臣及び厚生労働大臣とし、株式会社大臣 社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）	第五十内閣総理大臣（労働金庫又は労働内閣九条第金庫連合会にあつては内閣総理大臣六項 臣及び厚生労働大臣とし、株式会社大臣 社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第九条第九項 合中央金庫である場合は、この限りでない。	第九条第九項 合中央金庫である場合は、この限りでない。	読み替えられる字句	読み替えられる字句
法第百八条第三項のあつせん、同条第一項の規定による申込み、同条第二項において準用する法第六十一条第一項の認定又は法第百八条第三項の規定によるあつせんを受けた金融機関又は銀行持株会社等及び同条第一項に規定する資金援助について、同条第四項において法の規定を準用する場合における技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	法第百八条第三項のあつせん、同条第一項の規定による申込み、同条第二項において準用する法第六十一条第一項の認定又は法第百八条第三項の規定によるあつせんを受けた金融機関又は銀行持株会社等及び同条第一項に規定する資金援助について、同条第四項において法の規定を準用する場合における技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句	読み替えられる字句

中央金庫を当事者とする合併等に係るものである場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。）	第六合併、事業譲渡等、付保預金移転、株式交換又は株式移転	第六合併、事業譲渡等、付保預金移転、株式交換又は株式移転	第六合併、事業譲渡等、付保預金移転、株式交換又は株式移転
第六内閣総理大臣（労働金庫又は労働内閣第十五金庫連合会にあつては内閣総理大臣臣及び厚生労働大臣とし、株式会社社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）	第六合併、事業譲渡等、付保預金移転、株式交換又は株式移転	第六合併、事業譲渡等、付保預金移転、株式交換又は株式移転	第六合併、事業譲渡等、付保預金移転、株式交換又は株式移転
第六内閣総理大臣（労働金庫又は労働内閣第十五金庫連合会にあつては内閣総理大臣臣及び厚生労働大臣とし、株式会社社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）	第六合併、事業譲渡等、付保預金移転、株式交換又は株式移転	第六合併、事業譲渡等、付保預金移転、株式交換又は株式移転	第六合併、事業譲渡等、付保預金移転、株式交換又は株式移転
第六銀行等、銀行持株会社等又は株式第六会社商工組合中央金庫	第六銀行等、銀行持株会社等又は株式第六会社商工組合中央金庫	第六銀行等、銀行持株会社等又は株式第六会社商工組合中央金庫	第六銀行等、銀行持株会社等又は株式第六会社商工組合中央金庫

に規定する取得貸付債権又は取得特定株式等（法第百二十六条の二十四第二項（法第百二十六条の二十五第四項（法第百二十六条の二十六第六項において準用する場合を含む。）及び第百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。）に規定する取得特定株式等を含む。）若しくは法第百二十六条の二十六第四項（法第百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。）及び第百二十六条の二十六第六項において準用する場合を含む。）に規定する取得特定貸付債権から生じた果実に相当する金額

三 法第百二十六条の五第四項において準用する会社更生法第八十一条第一項の規定に基づき受けた費用の前払及び報酬の金額

四 法第百二十六条の十九第一項の規定による資金の貸付け及び債務の保証に係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細

五 法第百二十六条の三十一又は第百二十六条の三十八第七項において準用する法第六十四条第一項の規定に基づく特定資金援助（法第百二十六条の二十八第一項に規定する特定資金援助をいう。以下同じ。）に係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細

六 法第百二十六条の三十二第四項において準用する法第六十四条第一項の規定に基づく追加的特定資金援助（法第百二十六条の三十二第一項に規定する追加的特定資金援助をいう。以下同じ。）に係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細

七 法第百二十六条の三十五第一項又は第二項の規定による出資に係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細

八 法第百二十六条の三十七において準用する法第九十八条第一項の規定による資金の貸付け及び債務の保証に係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細

九 法第百二十六条の三十七において準用する法第九十九条の規定による損失の補填に係る業務に係る費用の金額及びその明細

十 法第百二十七条の第二項又は第百二十八条の二第一項の規定による資金の貸付けに係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細

十一 法第百二十九条第一項の規定による資産の買取り（特別監視金融機関等（法第百二十

六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等をいう。以下同じ。及び協定特定承継金融機関等（法第二百二十六条の三十七において読み替えて準用する法第九十七条第一項第一号に規定する協定特定承継金融機関等をいう。第二十九条の三十四及び附則第二条の十七において同じ。）に係るものに限る。）に係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細

十二 その他内閣府令・財務省令で定める事項（国庫への納付手続）

第二十八條 機構は、法第二百五条第二項の規定により利益金を納付するときは、当該利益金を翌事業年度の七月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 機構は、法第二百五条第二項の規定により利益金を納付するときは、同項の規定に基づいて計算した国庫に納付する金額の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他内閣府令・財務省令で定める書類を添付して、翌事業年度の七月三十一日までに、これを金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

(危機対応業務に係る借入金限度額)

第二十九條 法第二百二十六条第一項に規定する政令で定める金額は、三十五兆円とする。

(我が国の金融システムにおいて重要な地位を占める者)

第二十九條の二 法第二百二十六条の二第二項第四号に規定する政令で定める者は、短資業者（貸金業法施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条の二第三号に掲げる者をいう。）とする。

(特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等について準用する法の規定の読替え)

第二十九條の三 法第二百二十六条の五第一項に規定する特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等（法第二百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）について法第二百二十六条の九において法第七十九条第二項の規定を準用する場合には、同項中「氏名又は名称及び住所」とあるのは、「名称及び住たる事務所」と読み替えるものとする。

(資産の国内保有)

第二十九條の四 法第二百二十六条の十七の規定に基づく特定認定（法第二百二十六条の二第一項に規定する特定認定をいう。以下同じ。）に係る

金融機関等に対する命令は、その期限及び次項に掲げる資産のうち当該命令が対象とするものの範囲又は当該命令が対象とするものの総額の上限を示して行うものとする。

法第二百二十六条の十七に規定する特定認定に係る金融機関等の資産のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 日本銀行に対する預け金

二 現金並びに金融庁長官が別に定める国内の者に対する預金、貯金及び定期積金

三 有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券をいう。以下同じ。）

四 国内に住所又は居所を有する者に対する貸付金、立替金その他の債権

五 国内に住所及び居所を有しない者に対する貸付金その他の債権であつて、元本の償還及び利息の支払を行う場所を国内とし、かつ、国内の裁判所を管轄裁判所とするものを定めていた金銭消費貸借契約に係るもの

六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた者に信託した財産

七 国内に住所又は居所を有する者に対する差入保証金（取引について金融機関等が預託した金銭をいう。）

八 金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）又は金融商品取引業協会（同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。）に対する預け金

九 国内に所在する有形固定資産

十 その他金融庁長官が適当と認める資産（特別監視金融機関等に係る資本金の額の減少の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）

第二十九條の五 法第二百二十六条の十八において準用する法第八十九条及び法第二百二十六条の二十二第七項において準用する法第六十六条第二項において準用する法第八十九条に規定する政令で定める債権者は、次に掲げるものとする。

一 定期積金の積金者

二 掛金の掛金者

三 金銭信託の受益者

四 金融債の権利者

五 金融商品取引法第二百九条又は第六十一条の二の規定により、金融商品取引業者等

(同法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。次号及び第七号において同じ。)が顧客から預託を受けた金銭又は有価証券に係る当該顧客

六 対象有価証券関連取引（金融商品取引法第四十三条の二第二項第二号に規定する対象有価証券関連取引をいう。次号において同じ。）

七 対象有価証券取引業者等が顧客から預託を受けた金銭又は有価証券に係る当該顧客

八 対象有価証券取引業者等が顧客から預託を受けた金銭又は有価証券に係る当該顧客

九 対象有価証券取引業者等が顧客から預託を受けた金銭又は有価証券に係る当該顧客

十 対象有価証券取引業者等が顧客から預託を受けた金銭又は有価証券に係る当該顧客

十一 対象有価証券取引業者等が顧客から預託を受けた金銭又は有価証券に係る当該顧客

十二 対象有価証券取引業者等が顧客から預託を受けた金銭又は有価証券に係る当該顧客

十三 対象有価証券取引業者等が顧客から預託を受けた金銭又は有価証券に係る当該顧客

十四 対象有価証券取引業者等が顧客から預託を受けた金銭又は有価証券に係る当該顧客

十五 対象有価証券取引業者等が顧客から預託を受けた金銭又は有価証券に係る当該顧客

十六 対象有価証券取引業者等が顧客から預託を受けた金銭又は有価証券に係る当該顧客

十七 対象有価証券取引業者等が顧客から預託を受けた金銭又は有価証券に係る当該顧客

十八 対象有価証券取引業者等が顧客から預託を受けた金銭又は有価証券に係る当該顧客

十九 対象有価証券取引業者等が顧客から預託を受けた金銭又は有価証券に係る当該顧客

二十 対象有価証券取引業者等が顧客から預託を受けた金銭又は有価証券に係る当該顧客

二十一 対象有価証券取引業者等が顧客から預託を受けた金銭又は有価証券に係る当該顧客

二十二 対象有価証券取引業者等が顧客から預託を受けた金銭又は有価証券に係る当該顧客

二十三 対象有価証券取引業者等が顧客から預託を受けた金銭又は有価証券に係る当該顧客

二十四 対象有価証券取引業者等が顧客から預託を受けた金銭又は有価証券に係る当該顧客

二十五 対象有価証券取引業者等が顧客から預託を受けた金銭又は有価証券に係る当該顧客

二十六 対象有価証券取引業者等が顧客から預託を受けた金銭又は有価証券に係る当該顧客

する貸付債権に係る借入金につき株式処分等、償還、返済その他これらに準ずるものに

対応することができず、当該金融機関等が同条第三項の申込みをした場合にあっては、当該金融機関等の財源を確保するための方策

イ 当該特定株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該特定株式等が劣後特約付社債である場合にあっては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該特定株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

五 財務内容（金融機関等が法第二百二十六条の二十二第三項の申込みをした場合にあっては、当該金融機関等の財務内容を含む。）の健全性及び業務（金融機関等が同項の申込みをした場合にあっては、当該金融機関等の業務を含む。）の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(特定劣後特約付社債)

第二十九條の七 法第二百二十六条の二十二第六項第一号に規定する政令で定める社債は、次に掲げる性質の全てを有するものとする。

一 担保が付されていないこと。

二 その償還が行われない期間が発行時から五年を超えるものであること。

(法第二百二十六条の二十二第六項の決定に従つた優先出資の発行による登記の特例)

第二十九條の八 法第二百二十六条の二十二第七項において準用する法第二百二十六条の四第二項の規定により金融機関が法第二百二十六条の二十二第六項の決定に従つた優先出資の発行による変更の

決定に従つた優先出資の発行による変更の

決定に従つた優先出資の発行による変更の

決定に従つた優先出資の発行による変更の

決定に従つた優先出資の発行による変更の

決定に従つた優先出資の発行による変更の

決定に従つた優先出資の発行による変更の

決定に従つた優先出資の発行による変更の

より交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該特定株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

(法第二百二十六条の二十五第三項の規定により提出する経営健全化計画)

第二十九条の十一 法第二百二十六条の二十五第三項に規定する政令で定める方策は、経営健全化計画(法第二百二十六条の二十二第五項に規定する経営健全化計画をいう。第二十九条の十四第三十三条の第三号ロ並びに第三十八条第一項第七号及び第八号において同じ。)を連名で提出する法第二百二十六条の二十五第三項に規定する株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社における次に掲げる方策とする。

一 責任ある経営体制の確立のための方策
二 配当等により剰余金が流出しないための方策

三 法第二百二十六条の二十五第一項の認可を受けた株式交換等(同項に規定する株式交換等をいう。)により機構が割当てを受けた取得特定株式等である株式(次に掲げるものを含む。)につき剰余金をもつてする自己の株式の取得に対応することができるとする方策

イ 当該株式が他の種類の株式への轉換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により轉換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として轉換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより轉換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

四 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(対象金融機関等の組織再編成の認可の要件)
第二十九条の十二 法第二百二十六条の二十六第二項第五号に規定する政令で定める要件は、対象金融機関等(同条第一項に規定する対象金融機関等をいう。第二十九条の十五及び第二十九条の十六において同じ。)が行う組織再編成(法第二百二十六条の二十六第一項に規定する組織再

編成をいう。以下この条から第二十九条の十七までにおいて同じ。)により機構が取得特定株式等となる株式又は株式会社及び協同組織金融機関以外のものを出資の割当てを受ける場合において、当該株式又は出資の種類が当該組織再編成の前において機構が保有する取得特定株式等である株式又は株式会社及び協同組織金融機関以外のものを出資の種類と同一のものとして認められることとする。

(承継金融機関等が提出する経営健全化計画)
第二十九条の十三 法第二百二十六条の二十六第三項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 経営の合理化のための方策
二 責任ある経営体制の確立のための方策

三 配当等により剰余金その他これに類する金銭が流出しないための方策

四 法第二百二十六条の二十六第一項の認可を受けた組織再編成により機構が割当てを受けた取得特定株式等である特定株式等及び当該組織再編成の後において機構が保有する取得特定貸付債権(法第二百二十六条の二十四第二項に規定する取得特定貸付債権をいう。当該組織再編成に係る承継金融機関等(法第二百二十六条の二十六条の第二号に規定する承継金融機関等をいう。第二十九条の十五及び第二十九条の十八において同じ。)を債務者とするものに限る。)に係る借入金につき株式処分等、償還、返済その他これらに準ずるものに対応することができるとする方策

五 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策
(承継子法人等が提出する経営健全化計画)
第二十九条の十四 法第二百二十六条の二十六第四項において準用する同条第三項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 経営の合理化のための方策
二 責任ある経営体制(経営健全化計画を連名で提出する金融機関等の経営体制を含む。)の確立のための方策

三 配当等により剰余金その他これに類する金銭(経営健全化計画を連名で提出する金融機関等の剰余金その他これに類する金銭を含む。)が流出しないための方策

四 経営健全化計画を連名で提出する金融機関等における、法第二百二十六条の二十六第四項

において準用する同条第一項の認可を受けた組織再編成の後において機構が保有する取得特定株式等である特定株式等(当該金融機関等を発行者とするものに限る。株式等にあつては第二十九条の六第四号イからハまでに掲げるものを含み、特定劣後特約付債、株式会社及び協同組織金融機関以外のものを出資又は基金に係る債権にあつては同号イからハまでに掲げるものに類するものを含む。)につき剰余金その他これに類する金銭をもつてする自己の株式の取得その他これに準ずるものに対応することができるとする方策

五 財務内容(経営健全化計画を連名で提出する金融機関等の財務内容を含む。)の健全性及び業務(経営健全化計画を連名で提出する金融機関等の業務を含む。)の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(特定第一号措置に係る組織再編成の認可について準用する法の規定の読替え)
第二十九条の十五 法第二百二十六条の二十二第六項の決定(同条第三項の申込みに係る決定に限る。)に従い機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等の対象子法人等又は同条第六項の決定(同条第一項の申込みに係る決定に限る。)に従い機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等(承継金融機関等を含む。)であつて当該金融機関等が行う株式交換若しくは株式移転により対象金融機関等でなくなつたもの(承継子法人等(法第二百二十六条の二十六第四項において準用する同条第二項第一号に規定する他の金融機関等をいう。)を含む。)のうち、法第二百二十六条の二十六第四項に規定する経営健全化計画を実施しているものについて、同項において同条第三項の規定を準用する場合においては、同項中「対象金融機関等」とあるのは「特定対象子法人等」と、「承継金融機関等」とあるのは「承継子法人等」と、「労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」とあるのは「労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」とあるのは「商工組合子法人等」と読み替へるものとする。

(対象金融機関等以外の特定金融機関等の組織再編成の認可の要件)
第二十九条の十六 法第二百二十六条の二十六第六項第四号に規定する政令で定める要件は、対象

金融機関等以外の特定金融機関等(同条第五項に規定する特定金融機関等をいう。)が行う組織再編成により機構が取得特定株式等となる株式又は株式会社及び協同組織金融機関以外のものを出資の割当てを受ける場合において、当該株式又は出資の種類が当該組織再編成の前において機構が保有する取得特定株式等である株式又は株式会社及び協同組織金融機関以外のものを出資の種類と同一のものとして認められることとする。

(法第二百二十六条の二十六第七項の規定により提出する経営健全化計画)
第二十九条の十七 法第二百二十六条の二十六第七項に規定する政令で定める方策は、同項に規定する他の金融機関等における次に掲げる方策とする。

一 責任ある経営体制の確立のための方策
二 配当等により剰余金その他これに類する金銭が流出しないための方策

三 法第二百二十六条の二十六第五項の認可を受けた組織再編成により機構が割当てを受けた取得特定株式等である特定株式等につき剰余金その他これに類する金銭をもつてする自己の株式の取得その他これに準ずるものに対応することができるとする方策

四 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策
(特定第一号措置に係る組織再編成の認可について準用する法の規定の読替え)
第二十九条の十八 承継金融機関等であつて機構が現に保有する取得特定株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後金融機関等(法第二百二十六条の二十六第五項に規定する組織再編成後金融機関等をいう。)であつて機構が現に保有する取得特定株式等である株式の発行者であるものについて、同条第八項において法第二百二十六条の二十五の規定を準用する場合においては、同条第三項中「第二百二十六条の二十二第二項の規定、この項の規定又は次条第四項において準用する同条第三項」とあるのは、「この項の規定、同条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)'の規定又は同条第七項」と読み替へるものとする。

(特定第一号措置に係る取得特定株式等の規定の準用)
第二十九条の十九 法第二百二十六条の二十四第三項の規定及び第二十九条の十の規定は、法第百

二十

二十六条の二十六第八項において法第六十二条の二十四第二項の規定を準用する場合について準用する。

(法第六十二条の二十六第八項において準用する法第六十二条の二十五第三項の規定により提出する経営健全化計画の規定の準用)

第二十九条の二十 第二十九条の十一の規定は、

法第六十二条の二十六第八項において法第六十二条の二十五第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の十一第三号中「法第六十二条の二十五第一項」とあるのは、「法第六十二条の二十五第八項において準用する法第六十二条の二十五第一項」と読み替えるものとする。

(特定劣後特約付金銭消費貸借)

第二十九条の二十一 法第六十二条の二十八第三項に規定する政令で定める金銭の消費貸借は、次に掲げる性質の全てを有するものとする。

- 一 担保が付されていないこと。
二 その元本の弁済が行われない期間が契約時から五年を超えるものであること。
(金融機関等による特定合併等を援助するための行為)

第二十九条の二十二 法第六十二条の三十一に

おいて準用する法第六十条第一項に規定する政令で定める行為は、資金の貸付け又は預入れとする。

(特定優先株式等の引受け等に係る特定資金援助の申込みに係る財務内容の健全性の確保等のための方策)

第二十九条の二十三 法第六十二条の三十一に

おいて準用する法第六十四条の二第一項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 経営の合理化のための方策

二 機構が法第六十二条の三十一において準用する法第六十四条第一項の規定に基づいて取得する特定優先株式等(優先株式等、特定劣後特約付社債、株式会社及び協同組織金融機関以外のもの)の出資又は基金に係る債権をいう。(優先株式等)は次に掲げるものを含む、特定劣後特約付社債、株式会社及び協同組織金融機関以外のもの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。及び機構が法第六十二条の三十一において準用する法第六十四条第

一項の決定に基づいて取得する貸付債権に係る借入金につき株式処分等、償還、返済その他これらに準ずるものに対応することができ、資源を確保するための方策
イ 当該特定優先株式等が優先株式である場合にあつては、次に掲げる株式
(1) 当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式
(2) 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式
(3) 当該優先株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式
ロ 当該特定優先株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式
ハ 当該特定優先株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資
三 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策
(特定救済金融機関等の業務の継続の特例に係る承認の申請)

第二十九条の二十四 特定救済金融機関等(法第六十二条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。次項、第二十九条の二十七及び第二十九条の三十二において同じ。)は、

法第六十二条の三十一において準用する法第六十七条第二項の規定による業務の継続の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官(労働金庫、労働金庫連合会又は法第六十二条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は同号に規定する商工組合子法人等にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。)に提出しなければならない。
一 当該業務を継続する特別の事情を記載した書面

二 当該業務を継続する期間及び当該業務の整理に関する計画を記載した書面
三 法第六十二条の三十一において準用する法第六十七条第二項に規定する契約の内容及び合併、事業の譲受け、特定債務引受け(法第六十二条の二十八第二項第四号に規定する特定債務引受けをいう。第二十九条の二十七において同じ。)又は会社分割の日における当該契約の総額を記載した書面
四 その他内閣府令・財務省令で定める書類
2 法第六十二条の三十一において準用する法第六十七条第二項に規定する計画につき法第六十二条の三十一において準用する同項の承認を受けた特定救済金融機関等は、同条において準用する法第六十七条第三項の規定による当該計画の変更の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官に提出しなければならない。
一 当該計画を変更する予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情を記載した書面
二 当該業務を継続する期間及び変更後における当該業務の整理に関する計画を記載した書面
三 その他内閣府令・財務省令で定める書類
(特定資金援助に係る株式交換等の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策)

第二十九条の二十五 法第六十二条の三十一に

おいて準用する法第六十八条の二第四項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 経営の合理化のための方策

二 法第六十二条の三十一において準用する法第六十八条の二第一項の承認を受けた株式交換等(同項に規定する株式交換等をいう。)により機構が割当てを受けた法第六十二条の三十一において読み替えて準用する法第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等である株式(次に掲げるものを含む。)につき剰余金をもつてする自己の株式の取得に対応することができる資源を確保するための方策
イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式
ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつ

ては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式
ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式
三 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策
(特定資金援助に係る組織再編成の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策)

第二十九条の二十六 法第六十二条の三十一に

おいて準用する法第六十八条の三第四項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 経営の合理化のための方策

二 法第六十二条の三十一において準用する法第六十八条の三第一項の承認を受けた組織再編成(同項に規定する組織再編成をいう。以下この号において同じ。)により機構が割当てを受けた法第六十二条の三十一において読み替えて準用する法第六十四条の二第六項に規定する取得特定優先株式等である特定株式等(株式等)にあつては次に掲げるものを含む、特定劣後特約付社債、株式会社及び協同組織金融機関以外のもの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。及び法第六十二条の三十一において準用する法第六十八条の三第一項の承認を受けた組織再編成の後において機構が保有する取得特定貸付債権(法第六十二条の三十一において読み替えて準用する法第六十四条の二第五項に規定する取得特定貸付債権をいう。当該組織再編成に係る承継金融機関等(法第六十二条の三十一において準用する法第六十八条の三第四項に規定する承継金融機関等をいう。)を債務者とするものに限る。)に係る借入金につき株式処分等、償還、返済その他これらに準ずるものに対応することができる資源を確保するための方策
イ 当該特定株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式
(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式
(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合に

(受託者の変更手続の場合に各別に異議の催告をすることを要しない信託)

第三十一条 法第百三十二条第二項に規定する政令で定めるものは、多数人を委託者又は受益者とする定型的信託契約に係る信託とする。

第三十二条 法第百三十二条第五項に規定する政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する信託とする。
一 法第百三十二条第二項に規定する定型的信託であること。
二 委託者が信託利益の全部を享受するものであること。
三 金銭信託であること。

第三十三条 法第百三十二条第五項の規定による請求について、同条第七項において信託法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の読み替へる字句	読み替へる字句
第三十三条第六項	第四項の規程金保険法第百三十二条第二項に規定する通百三十二条第二項及び前項第二項に規定する規定による異議のある公告の日
第三十三条第七項、第百三十二条第七項、第百三十二条第八項から第十項まで並びに第二百六十二条第一項及び第二項	新受託者

(根拠当権の譲渡に係る特例に関する読替え)

第三十三条の二 法第百三十三条の二第七項の場合において同項において法の規定を準用する場合においては、同条第一項中「特定破綻金融機関等」とあるのは「特定承継金融機関等(第百二十六条の三第四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。第二項及び第四項において同じ。)」と、同条第二項及び第四項中「特定破綻金融機関等」とあるのは「特定承継金融機関等」と読み替へるものとする。

第三十三条の三 法第百三十五条第四項に規定する政令で定める者は次の各号に掲げる者とし、

同項に規定する政令で定める株式の引受け又は取得は当該各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める株式の引受け又は取得とする。

一 法第百二条第一項第一号に掲げる金融機関又は同号に規定する銀行持株会社等(以下この号及び次号において「対象銀行持株会社等」という。) 次に掲げる株式の引受け又は取得
イ 第一号措置を行うべき旨の法第百五条第四項の内閣総理大臣の決定に基づく機構による株式の引受け
ロ 当該対象銀行持株会社等(法第百八条の二第二項の認可に係る同項に規定する株式交換等(当該認可を受けようとする同項に規定する発行金融機関等が法第百五条第三項の規定により内閣総理大臣に提出した経営健全化計画に定められているものに限る。))により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつたものに限る。 から割当てを受けた機構による株式の取得

二 法第百七条第三項の規定により行われる対象銀行持株会社等による株式の引受け
三 法第百二十六条の二第一項第一号に掲げる金融機関等 次に掲げる株式の引受け又は取得
イ 特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等を行うべき旨の法第百二十六条の二第二項第六項の内閣総理大臣の決定に基づく機構による株式の引受け
ロ 当該金融機関等(法第百二十六条の二第五項の認可に係る同項に規定する株式交換等(当該認可を受けようとする同項に規定する発行金融機関等が法第百二十六条の二第二項第五項の規定により内閣総理大臣に提出した経営健全化計画に定められているものに限る。))の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつたものに限る。 から割当てを受けた機構による株式の取得

四 対象子法人等 法第百二十六条の二十二第七項において読み替へて準用する法第百七条第三項の規定により行われる金融機関等による株式の引受け

(保険料の額の端数計算等)
第三十四条 法第五十一条第一項、第五十一条の二第一項、第二百二十二条第三項又は第二百二十六

条の三十九第三項若しくは第四項の月数は、暦に従つて計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。

2 法第五十一条第一項、第五十一条の二第一項、第二百二十二条第二項(法第百二十二条第四項及び第百二十六条の三十九第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。)、第百二十二条第三項又は第百二十六条の三十九第三項若しくは第四項の規定により保険料、延滞金、負担金又は特定負担金の額を計算する場合において、その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 法第五十二条第二項に規定する延滞金の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

第三十五条 金融機関が保険料を納付した後に解散等(解散、事業の全部の譲渡又は会社分割(事業の全部を他の金融機関が承継するものに限る。))をいう。以下この条及び次条において(同じ。))又は金融機関の合併及び転換に関する法律第二条第七項に規定する転換を行った場合において、当該保険料の額につき過納を生じたときは、当該金融機関は、その解散等又は転換の日後一月以内に、機構に対し、機構の定める書類を提出して、当該過納に係る保険料の額に相当する金銭の還付を請求するものとする。

2 機構は、前項の請求があつたときは、遅滞なく、同項の金銭を還付するものとする。この場合において、当該請求が解散等を行った金融機関又は同項の転換を行った金融機関に係るものであり、かつ、当該解散等後の存続金融機関等(当該解散等に係る合併後存続する金融機関、当該解散等に係る譲渡において事業を譲り受けた金融機関又は当該解散等に係る会社分割において事業の全部を承継した金融機関をいう。以下この条及び次条において同じ。))又は当該転換後の金融機関につき次項又は法第五十一条第一項の規定により納付すべき保険料があるときは、当該還付に代えて、その還付に係る金銭をその保険料に充当することができる。

3 存続金融機関等は、当該存続金融機関等に係る解散等の日から三月以内に、次の各号に掲げる金額を合計した額の保険料を機構に納付しな

ければならない。ただし、当該解散等の日から当該月を超えたる場合に於ては、当該保険料の金額のうち当該月数を六月として計算した金額に相当する金額については、当該存続金融機関等の当該解散等の日を含む事業年度の末日の三月前の日までに納付することができる。

一 当該解散等を行った金融機関が当該解散等の日を含む事業年度において納付すべき保険料の額の算定の基礎となつた一般預金等の額の合計額を平均した額(当該存続金融機関等が二以上ある場合においては、当該平均した額をそれぞれの存続金融機関等が譲り受け、又は承継した一般預金等の額の割合に応じて按分した額)を十二で除し、これに当該解散等の日から当該存続金融機関等の当該解散等の日を含む事業年度の末日までの期間内の月数を乗じて計算した金額に、法第五十一条第一項に規定する保険料率を乗じて計算した金額

二 当該解散等を行った金融機関が当該解散等の日を含む事業年度において納付すべき保険料の額の算定の基礎となつた決済用預金の額の合計額を平均した額(当該存続金融機関等が二以上ある場合においては、当該平均した額をそれぞれの存続金融機関等が譲り受け、又は承継した決済用預金の額の割合に応じて按分した額)を十二で除し、これに当該解散等の日から当該存続金融機関等の当該解散等の日を含む事業年度の末日までの期間内の月数を乗じて計算した金額に、法第五十一条の二第二項に規定する率を乗じて計算した金額

4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(解散等の翌年度における保険料の取扱い)
第三十六条 存続金融機関等は、当該存続金融機関等に係る解散等(当該解散等が新設合併(会社法第二条第二十八号に規定する新設合併をいう。次項において同じ。))に係るものである場合を除く。以下この項において同じ。))があつた日を含む事業年度の翌事業年度(以下この項において「翌事業年度」という。))の開始後三月以内に、次の各号に掲げる金額を合計した額の保険料を機構に納付しなければならない。ただし、当該保険料の額の二分の一に相当する金額については、翌事業年度開始の日以後六月を

超えたる場合に於ては、当該保険料の金額のうち当該月数を六月として計算した金額に相当する金額については、当該存続金融機関等の当該解散等の日を含む事業年度の末日の三月前の日までに納付することができる。

一 当該解散等を行った金融機関が当該解散等の日を含む事業年度において納付すべき保険料の額の算定の基礎となつた一般預金等の額の合計額を平均した額(当該存続金融機関等が二以上ある場合においては、当該平均した額をそれぞれの存続金融機関等が譲り受け、又は承継した一般預金等の額の割合に応じて按分した額)を十二で除し、これに当該解散等の日から当該存続金融機関等の当該解散等の日を含む事業年度の末日までの期間内の月数を乗じて計算した金額に、法第五十一条第一項に規定する保険料率を乗じて計算した金額

二 当該解散等を行った金融機関が当該解散等の日を含む事業年度において納付すべき保険料の額の算定の基礎となつた決済用預金の額の合計額を平均した額(当該存続金融機関等が二以上ある場合においては、当該平均した額をそれぞれの存続金融機関等が譲り受け、又は承継した決済用預金の額の割合に応じて按分した額)を十二で除し、これに当該解散等の日から当該存続金融機関等の当該解散等の日を含む事業年度の末日までの期間内の月数を乗じて計算した金額に、法第五十一条の二第二項に規定する率を乗じて計算した金額

経過した日から三月以内に納付することができる。

一 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 当該存続金融機関等の当該解散等があった日を含む事業年度の各日（銀行法第十五条第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六條第一項及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する場合を含む。）又は株式会社商工組合中央金庫法第三十一条第一項に規定する休日を除く。以下この条において同じ。）における一般預金等の額の合計額に当該解散等を行った金融機関の当該各日（当該解散等の日の翌日から当該事業年度の末日までの間の各日を除く。）における一般預金等の合計額（存続金融機関等が二以上ある場合においては、当該一般預金等の合計額をそれぞれの存続金融機関等が譲り受け、又は承継した一般預金等の額の割合に応じて按分した額）を加えた額を平均した額を十二で除し、これに翌事業年度の月数を乗じて計算した金額に、法第五十一条第一項に規定する保険料率を乗じて計算した金額

ロ 法第五十一条第一項の規定により存続金融機関等が翌事業年度に納付する保険料の額

二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 当該存続金融機関等の当該解散等があった日を含む事業年度の各日における決済用預金の額の合計額に当該解散等を行った金融機関の当該各日（当該解散等の日の翌日から当該事業年度の末日までの間の各日を除く。）における決済用預金の合計額（存続金融機関等が二以上ある場合においては、当該決済用預金の合計額をそれぞれの存続金融機関等が譲り受け、又は承継した決済用預金の額の割合に応じて按分した額）を加えた額を平均した額を十二で除し、これに翌事業年度の月数を乗じて計算した金額に、法第五十一条第一項に規定する保険料率を乗じて計算した金額

ロ 法第五十一条第一項の規定により存続金融機関等が翌事業年度に納付する保険料の額

二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 当該存続金融機関等の当該解散等があった日を含む事業年度の各日における決済用預金の額の合計額に当該解散等を行った金融機関の当該各日（当該解散等の日の翌日から当該事業年度の末日までの間の各日を除く。）における決済用預金の合計額（存続金融機関等が二以上ある場合においては、当該決済用預金の合計額をそれぞれの存続金融機関等が譲り受け、又は承継した決済用預金の額の割合に応じて按分した額）を加えた額を平均した額を十二で除し、これに翌事業年度の月数を乗じて計算した金額に、法第五十一条第一項に規定する率を乗じて計算した金額

ロ 法第五十一条第一項の規定により存続金融機関等が翌事業年度に納付する保険料の額

二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

2 存続金融機関等は、当該存続金融機関等に保新設合併があつた日を含む事業年度の翌事業年度（以下この項において「翌事業年度」という。）の開始後三月以内に、次の各号に掲げる金額を合計した額の保険料を納付しななければならない。ただし、当該保険料の額の二分の一に相当する金額については、翌事業年度開始の日以後六月を経過した日から三月以内に納付することができる。

一 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 当該新設合併があつた日を含む事業年度の各日における一般預金等の額の合計額（当該新設合併の日までについては、当該新設合併を行った各金融機関の当該各日における一般預金等の合計額を合算した額）を平均した額を十二で除し、これに翌事業年度の月数を乗じて計算した金額に、法第五十一条第一項に規定する保険料率を乗じて計算した金額

ロ 法第五十一条第一項の規定により存続金融機関等が翌事業年度に納付する保険料の額

二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 当該新設合併があつた日を含む事業年度の各日における決済用預金の額の合計額（当該新設合併の日までについては、当該新設合併を行った各金融機関の当該各日における決済用預金の合計額を合算した額）を平均した額を十二で除し、これに翌事業年度の月数を乗じて計算した金額に、法第五十一条第一項に規定する率を乗じて計算した金額

ロ 法第五十一条第一項の規定により存続金融機関等が翌事業年度に納付する保険料の額

二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 当該存続金融機関等の当該解散等があった日を含む事業年度の各日における決済用預金の額の合計額に当該解散等を行った金融機関の当該各日（当該解散等の日の翌日から当該事業年度の末日までの間の各日を除く。）における決済用預金の合計額（存続金融機関等が二以上ある場合においては、当該決済用預金の合計額をそれぞれの存続金融機関等が譲り受け、又は承継した決済用預金の額の割合に応じて按分した額）を加えた額を平均した額を十二で除し、これに翌事業年度の月数を乗じて計算した金額に、法第五十一条第一項に規定する率を乗じて計算した金額

ロ 法第五十一条第一項の規定により存続金融機関等が翌事業年度に納付する保険料の額

二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

（一）都道府県の区域を越えない区域を地区とするものに限る。次項において同じ。）については次に掲げる報告、申出又は資料若しくは計画の提出を受けたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

一 法第五十九条第六項（法第五十九条の第三項（法第六十九條第四項において準用する場合を含む。）、第六十九條第四項、第一百条第五項、第一百八条第二項及び附則第十五条の四第五項において準用する場合を含む。）、第六十条第二項（法第二百二十六条の三十一において準用する場合を含む。）、第六十五条（法第二百一十條第七項、第二百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項において準用する場合を含む。）、第六十六条第一項及び第三項（これらの規定を法第六十一条第七項、第一百八条第四項、第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項において準用する場合を含む。）、第二百二十四条第二項並びに第二百二十六条の二十八条第七項（法第二百二十六条の三十一及び第二百二十六条の三十二第四項において準用する法第五十九条の三十三項、第二百二十六条の三十二第四項、第二百二十六条の三十八第五項並びに附則第十五条の四の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告

二 法第七十四条第二項及び第五項の規定による申出

三 法第八十条、第二百二十六条の三第五項及び第二百二十六条の八の規定による報告又は資料若しくは計画の提出

四 法第一百四十一条及び第二百二十六条の二十一第一項の規定による計画の提出

五 法第一百五条第三項の規定による経営健全化計画の提出

六 法第八十条の三第三項の規定による経営健全化計画の提出

七 法第二百二十六条の二十二第五項の規定による経営健全化計画の提出

八 法第二百二十六条の二十六第三項の規定による経営健全化計画の提出

九 法第三十六条第一項及び第二項の規定による報告又は資料の提出

二 金融庁長官（第三号及び第五号にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、第四号にあつては金融庁長官及び財務大臣とする。）は、労働金庫について次に掲げる処分をしたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

一 法第六十一条第一項（法第一百条第五項、第一百八条第二項及び附則第十五条の四第五項において準用する場合を含む。）、及び第二百二十六条の二十九第一項（法第二百二十六条の三十八第五項及び附則第十五条の四の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による認定

二 法第六十二条第一項、第一百条第六項、第一百八条第三項、第二百二十六条の三十、第二百二十六条の三十八第六項、附則第十五条の四第六項及び附則第十五条の四の二第六項の規定によるあつせん

三 法第六十七條第二項及び第三項（これらの規定を法第六十九條第四項、第一百条第七項、第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十二第四項、第二百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項において準用する場合を含む。）、第九十条ただし書、第二百二十六条の十ただし書並びに第二百二十六条の十二第二項ただし書の規定による承認

四 法第七十一条第一項の規定による認可

五 法第七十五条第四項及び第二百二十六条の二十二第六項の規定による決定

六 法第八十条の三第一項及び第二百二十六条の二十六第一項の規定による認可

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第三十九条 法第三十九條第一項第四号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第十一条の規定による認可

二 法第十二条第一項及び第一百四十一条（法第一百五條第八項及び第六十六條第五項において準用する場合を含む。）の規定による認定

三 法第二百二十六条の二第一項の規定による特定認定

四 法第二百二條第三項及び第二百二十六条の二第二項の規定による決定

五 法第三十三條第一項、第一百四條第二項、第四項及び第五項、第一百五條第七項並びに第二百六

条第四項の規定による法第百二条第一項の認定の取消し

六 法第百二十六条の二十第一項、第百二十六条の二十一第一項、第四項及び第五項並びに第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百五条第七項及び第百六条第四項の規定による法第百二十六条の二第一項の特定認定の取消し

七 法第百二条第二項（法第百三条第二項、第百四条第三項、第七項及び第九項（法第百五条第八項において準用する場合を含む。）並びに第百五条第八項において準用する場合を含む。）及び第百二十六条の二第三項（法第百二十六条の二十第一項及び第七項並びに第二十九條の九の規定により読み替えられた法第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

八 法第百二条第五項及び第百二十六条の二第五項の規定による期限の設定

九 法第百二条第六項（法第百三条第二項、第百四条第三項、第七項及び第九項（法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）、第百五条第八項並びに第百六条第五項において準用する場合を含む。）及び第百二十六条の二第七項（法第百二十六条の二十第二項並びに第百二十六条の二十一第三項及び第七項並びに第二十九條の九の規定により読み替えられた法第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び公告

十 法第百二条第八項（法第百三条第二項、第百四条第三項、第七項及び第九項（法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）、第百五条第八項並びに第百六条第五項において準用する場合を含む。）及び第百二十六条の二第九項（法第百二十六条の二十第二項並びに第百二十六条の二十一第三項及び第七項並びに第二十九條の九の規定により読み替えられた法第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による国会への報告

十一 法第百四十一条及び第百二十六条の二第一項の規定による計画の受理

十二 法第百四十一条第六項（法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）及び第百二十六条の二十一第一項（第二十九條の九の規定により読み替えられた法第百二十六条の二十二第七項において準用する法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

十三 法第百三十七條の三第一項の規定による決定並びに同条第四項の規定による通知及び公告

第十四条 法第百三十九條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、証券取引等監視委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに法の円滑な実施を確保するため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(保険金の額の計算上除かれる預金等)
第二条の二 法附則第六条の二第一項に規定する政令で定める預金等は、次に掲げる預金等とする。

- 一 外貨預金(第三条第二号から第四号までに掲げる預金等に該当するものを除く。)
- 二 第三条各号に掲げる預金等
- 三 第六条各号に掲げる預金等(特定預金)

第二条の三 法附則第六条の二第一項第一号及び附則第六条の二の二第一項に規定する政令で定める預金は、次に掲げる預金とする。

- 一 当座預金
- 二 普通預金
- 三 前二号に掲げるもののほか、為替取引に用いられるものとして内閣府令・財務省令で定める預金

(保険金の額の特例)

第二条の四 法附則第六条の二第三項の規定により保険金の額を計算する場合には、次の各号に掲げる預金等の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 法附則第六条の二第一項第一号に規定する特定預金 同項の規定により計算した保険金の額に対応するそれぞれの預金に係る債権の額につきそれぞれ対応する法第五十三条第四項の仮払金の支払及び法第二百二十七条第一項の貸付けに係る預金の払戻しを受けた額を控除するものとする。
- 二 法附則第六条の二第二項第二号に規定するその他預金等 同項及び同条第二項の規定により計算した保険金の額に対応するそれぞれの預金等に係る債権の額につきそれぞれ対応する法第二百二十七条第一項の貸付けに係る預金等の払戻しを受けた額を控除するものとする。

(保険料の額の計算上除かれる預金等)
第二条の五 法附則第六条の二の二第一項に規定する政令で定める預金等は、第三条各号に掲げる預金等とする。

(保険料の額の端数計算等)
第二条の六 第三十四条及び第三十五条の規定は、法附則第六条の二の二第一項に規定する保険料について準用する。この場合において、第三十四条第一項中「法第五十一条第一項又は法第二百二十二条第三項」とあるのは「法附則第六条の二の二第一項」と、同条第二項中「法第五

十一条第一項、第五十二条第二項(法第二百二十二条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)、又は法第二百二十二条第三項」とあるのは「法第五十二条第二項又は法附則第六条の二の二第一項」と、「保険料、延滞金又は負担金」とあるのは「延滞金又は保険料」と、第三十五条第三項中「法第五十一条第一項に規定する預金等の額の合計額を平均した額」とあるのは「法附則第六条の二の二第二項に規定する特定預金の額の合計額を平均した額及びその他預金等の額の合計額を平均した額をそれぞれ」と、「保険料率を乗じて計算した」とあるのは「特定預金及びその他預金等の別に定める率をそれぞれ乗じて計算した額を合計した額に相当する」と読み替えるものとする。

二 法附則第六条の二の二第一項に規定する預金等の額の合計額を平均した額を」とあるのは「法附則第六条の二の二第一項に規定する特定預金の額の合計額及びその他預金等の額の合計額をそれぞれ」と、「保険料率を乗じて計算した」とあるのは「特定預金及びその他預金等の別に定める率をそれぞれ乗じて計算した額を合計した額に相当する」と読み替えるものとする。

2 第三十四条及び第三十五条の規定は、法附則第六条の二の二第二項に規定する保険料について準用する。この場合において、第三十四条第一項中「法第五十一条第一項又は法第二百二十二条第三項」とあるのは「法附則第六条の二の二第二項」と、同条第二項中「法第五十一条第一項、第五十二条第二項(法第二百二十二条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)、又は法第二百二十二条第三項」とあるのは「法第五十二条第二項又は法附則第六条の二の二第二項」と、「保険料、延滞金又は負担金」とあるのは「延滞金又は保険料」と、第三十五条第三項中「法第五十一条第一項に規定する預金等の額の合計額を平均した額」とあるのは「法附則第六条の二の二第二項に規定する特定預金の額の合計額を平均した額及びその他預金等の額の合計額を平均した額をそれぞれ」と、「保険料率を乗じて計算した」とあるのは「特定預金及びその他預金等の別に定める率をそれぞれ乗じて計算した額を合計した額に相当する」と読み替えるものとする。

(決済用預金に係る利息等の額等)
第二条の六の二 法第五十四条の二第一項に規定する保険事故が発生した日において現に預金者が有する法附則第六条の二の三の規定により決済用預金とみなされた特定預金に係る債権のうち第六条の二第一項第一号に掲げるものの額の計算については、内閣府令・財務省令で定める。

(特別資産譲受人等に生じた損失の金額)
第二条の七 法附則第六条の四第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同

項の規定による損失の補てんの申込みを行った特別資産譲受人等(同項に規定する特別資産譲受人等をいう。)につき、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 法附則第六条の三第一項の規定による買取りに係る資産の当該買取りの直前における帳簿価額に相当する金額

二 法附則第六条の三第一項の規定による買取りの対価の額に相当する金額
(協定の定めによる業務により生じた利益の額)
第二条の八 法附則第八条第一項第二号の三に規定する政令で定めるところにより計算した額は、協定銀行(法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行をいう。以下同じ。)の各事業年度の第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から第三号に掲げる金額の合計額を控除した残額とする。

一 譲受債権等(法附則第七条第一項第五号に規定する譲受債権等をいう。以下この項及び附則第三条の二第三号において同じ。))のそれぞれにつきその取得価額を上回る金額で回収を行ったことその他の内閣府令・財務省令で定める事由により利益が生じたときは、当該利益の金額として内閣府令・財務省令で定める金額

二 譲受債権等のそれぞれにつき次に規定する損失が生じた場合において、当該損失が生じた事業年度の翌事業年度以後に当該損失を生じた譲受債権等の全部又は一部の回収を行ったことその他の内閣府令・財務省令で定める事由により当該損失が減少をしたときは、当該減少をした損失の金額として内閣府令・財務省令で定める金額

三 譲受債権等のそれぞれにつきその取得価額を下回る金額で回収を行ったことその他の内閣府令・財務省令で定める事由により損失が生じたときは、当該損失の金額として内閣府令・財務省令で定める金額

2 協定銀行は、毎事業年度、前項に規定する残額があるときは、当該残額に相当する金額を当該事業年度の終了後三月以内に機構に納付するものとする。

(協定の定めによる業務により生じた損失の額)
第二条の九 法附則第十条の二に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、協定銀行の各事業年度の第一号に掲げる金額の合計額か

ら第二号に掲げる金額の合計額を控除した残額に相当する金額とする。

一 前条第一項第三号に掲げる金額

二 前条第一項第一号及び第二号に掲げる金額(承継協定銀行について適用する法の規定の読替え)

第二条の十 承継協定銀行(法附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行をいう。附則第二条の十七第二号において同じ。))については、法第五十条第二項中「場合においては、前項の規定にかかわらず」とあるのは「場合には」と、同項第四号中「承継銀行又は特定承継銀行(第二百二十六条の三第四第三項第一号に規定する特定承継銀行をいう。第一号の二第一項において同じ。))が設立された」とあるのは「承継機能協定(附則第十五条の二第一項に規定する承継機能協定をいう。以下同じ。))を締結した」と、法第九十一条の見出し中「設立」とあるのは「業務承継」と、同条第一項中「承継銀行が事業の譲受け等により業務を引き継ぎ、かつ、その業務を暫定的に維持継続すること」とあるのは「附則第十五条の二第四項第五号に規定する被管理金融機関の業務承継」と、以下この章」とあるのは「第九十三条第一項及び第二項並びに第九十四条第一項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項第二号」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第一項第二号」と、法第九十二条の見出し中「の設立等」とあるのは「への出資等」と、同条第二項中「前項に規定する場合のほか、承継銀行」とあるのは「承継協定銀行」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、法第九十三条第一項中「第九十一条第一項」とあるのは「第九十一条第一項第一号」と、「同項」とあるのは「第九十一条第一項第一号」と、同条第二項中「業務承継」とあるのは「被管理金融機関の業務承継」と、法第九十四条第一項中「その経営管理」とあるのは「被管理金融機関の業務承継に係る承継協定銀行の事業の経営管理」と、同項第一号中「第九十一条第一項」とあるのは「第九十一条第一項第一号」と、法第九十九条中「承継協定」とあるのは「承継機能協定」と、法第一百条中「この章」とあるのは「第四十条の二第二号、第九十一条(第一項を除く。))から第九十四条まで、第九十五条及び第九十八条から第一百条(これら

の規定を第二百二十六条の三十七において準用する場合を含む。)、まで、第二百二十二条、第二百二十六条の三十四(第一項第一号を除く。)、第二百二十六条の三十五(第一項を除く。)、第二百二十六条の三十六、第二百二十六条の三十九、第二百二十九条、第三百三十三条から第三百三十四条まで、第三百三十五条第二項及び第三項(第三百二十六条の三十七において準用する場合を含む。))並びに附則第十五条の二から第十五条の四の二まで」と、「承継協定」とあるのは「承継機能協定」と、法第二百二十六条の三十四の見出し中「設立」とあるのは「債務等承継」と、同条第一項中「特定承継金融機関等が事業の譲受け、債務引受け、合併又は会社分割(以下「特定事業譲受け等」という。))により債務等(特定事業譲受け等)に係る業務又は債務をいう。以下同じ。))を引き継ぎ、かつ、債務等の弁済等(その業務の暫定的な維持継続又は債務の弁済をいう。以下同じ。))を円滑に行うことを行う」とあるのは「附則第十五条の二第四項第五号に規定する特別監視金融機関等の債務等承継をいう。第二百二十六条の三十六第一項において同じ」と、同項第二号中「債務等」とあるのは「債務等(事業の譲受け、債務引受け、合併又は会社分割(以下「特定事業譲受け等」という。))に係る業務又は債務をいう。以下同じ。))」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項第二号」と、同条第三項第一号中「債務等の弁済等」とあるのは「債務等の弁済等(その業務の暫定的な維持継続又は債務の弁済をいう。以下同じ。))」と、法第二百二十六条の三十五の見出し中「設立等」とあるのは「一への出資等」と、同条第二項中「前項」に規定する場合のほか、特定承継金融機関等」とあるのは「承継協定銀行」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、法第二百二十六条の三十六第一項中「その経営管理」とあるのは「特別監視金融機関等の債務等承継に係る承継協定銀行の事業の経営管理」と、同項第一号中「第二百二十六条の三十四第一項」とあるのは「第二百二十六条の三十四第一項第二号」と、法第二百二十九条第一項、第三項及び第五項中「協定承継銀行、特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は協定特定承継金融機関等」とあるのは「承継協定銀行」と、法第二百三十三条第六項中「承継協定銀行」と、法第二百三十五条第二項中「第九十一条

第一項」とあるのは「第九十一条第一項第二号」とする。
 (再承継金融機関等に対する資金援助について準用する法の規定の読替え)
第二条の十一 法附則第十五条の四第一項の規定による申込み及び同条第五項において準用する法第六十一条第一項の規定について、法附則第十五条の四第五項において法の規定を準用する場合においては、法第五十九条第三項中「第一項」とあるのは「附則第十五条の四第一項」と、「前項第二号」とあるのは「同条第二項第三号」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、同条第六項中「第一項又は第四項」とあるのは「附則第十五条の四第一項」と、「金融機関及び銀行持株会社等」とあるのは「再承継金融機関及び再承継銀行持株会社等」と、同条第七項中「第一項又は第四項」とあるのは「附則第十五条の四第一項」と、「金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、法第六十一条第一項中「第五十九条第一項、第五十九条の二第一項又は前条第一項」とあるのは「附則第十五条の四第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。
第二条の十二 法附則第十五条の四第六項のあつせん、同条第一項の規定による申込み、同条第五項において準用する法第六十一条第一項の認定又は法附則第十五条の四第六項のあつせんを受けた金融機関又は銀行持株会社等、同条第一項に規定する再承継金融機関、同条第二項に規定する再承継のための機構による資金援助及び当該資金援助(優先株式等の引受け等)に係るものに限る。を)を受けた再承継金融機関(当該優先株式等の引受け等)に係る合併により設立された金融機関を含む。))又は再承継銀行持株会社等(同条第一項に規定する再承継銀行持株会社等をいう。同条第七項において準用する法第六十一条の二第一項の承認を受けた場合における法附則第十五条の四第七項において準用する法第六十一条の二第二項に規定する会社及び法附則第十五条の四第七項において準用する法第六十一条の三第一項の承認を受けた場合における法附則第十五条の四第七項において準用する法第六十一条の三第四項に規定する承継金融機関等を含む。))について、法附則第十五条の四第七項において法の規定を準用する場合においては、法第六十二条の見出し中「合併等」とあるのは「再承継」と、同条第二項中「又は銀行持

株会社等」とあるのは、「銀行持株会社等又は承継協定銀行(承継協定銀行にあつては、そのあつせんが附則第十五条の四第二項第六号に掲げる措置に係るものである場合に限る。))」と、法第六十四条第一項中「第五十九条第一項若しくは第四項、第五十九条の二第一項又は第六十条第一項」とあるのは「附則第十五条の四第一項」と、法第六十五条の見出し中「合併等」とあるのは「再承継」と、「第六十二条第一項」とあるのは「附則第十五条の四第六項」と、法第六十六条第一項中「合併」とあるのは「吸収分割、合併」と、同条第三項第一号中「合併又は」とあるのは「合併、吸収分割又は」と、法第六十七条第一項中「適格性の認定等」とあるのは「附則第十五条の四第五項において準用する第六十一条第一項の認定又は附則第十五条の四第六項のあつせん」と、「適格性の認定等」とあるのは「認定又はあつせん」と、同条第二項中「適格性の認定等」とあるのは「附則第十五条の四第五項において準用する第六十一条第一項の認定又は附則第十五条の四第六項のあつせん」と、同条第三項中「破綻金融機関」とあるのは「承継協定銀行」と、法第六十八条中「適格性の認定等」とあるのは「附則第十五条の四第五項において準用する第六十一条第一項の認定又は附則第十五条の四第六項のあつせん」と読み替えるものとする。(特定再承継金融機関等に対する特定資金援助について準用する法の規定の読替え)
第二条の十二の二 法附則第十五条の四の二第一項の規定による申込み及び同条第五項において準用する法第二百二十六条の二十九第一項の認定について、法附則第十五条の四の二第五項において法の規定を準用する場合においては、法第二百二十六条の二十八第四項中「第二項第二号に掲げる合併又は同項第七号に掲げる新設分割」とあるのは「附則第十五条の四の二第二項第三号に掲げる合併」と、「金融機関等若しくは当該新設分割により設立される金融機関等」とあるのは「金融機関等」と、「当該合併又は当該新設分割」とあるのは「当該合併」と、「二以上の特定救済金融機関等」とあるのは「二以上の特定再承継金融機関等」と、同条第七項及び第八項中「金融機関等」とあるのは「特定再承継金融機関等」と、法第二百二十六条の二十九第一項中「当該特定合併等」とあるのは「当該特定再承継」と、「特定救済金融機関等又は特定

破綻金融機関等及び特定救済持株会社等」とあるのは「特定再承継金融機関等又は承継協定銀行及び特定再承継持株会社等」と、同条第二項中「特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等又は特定破綻金融機関等及び特定救済持株会社等」とあるのは「承継協定銀行及び特定再承継金融機関等又は承継協定銀行及び特定再承継持株会社等」と、同条第三項中「特定合併等」とあるのは「特定再承継」と、同項第一号中「特定破綻金融機関等」とあるのは「承継協定銀行」と、同項第三号中「特定救済金融機関等」とあるのは「特定再承継金融機関等」と、「特定救済持株会社等」とあるのは「特定再承継持株会社等」と、「特定破綻金融機関等から」とあるのは「承継協定銀行から」と、「前条第二項第五号」とあるのは「附則第十五条の四の二第二項第五号」と、「特定破綻金融機関等の業務又は」とあるのは「附則第十五条の三第一項第二号に規定する新設分割設立金融機関等の業務又は」と、「特定破綻金融機関等の業務の」とあるのは「承継協定銀行の業務の」と、同条第八項中「特定破綻金融機関等」とあるのは「附則第十五条の三第一項第二号に規定する新設分割設立金融機関等」と読み替えるものとする。
 (特定再承継金融機関等に対する特定資金援助に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用)
第二条の十二の三 第二十九条の二十三の規定は、法附則第十五条の四の二第七項において法第六十四条の二第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十三第二号中「法第二百二十六条の三十一」とあるのは、「法附則第十五条の四の二第七項」と読み替えるものとする。
 (特定再承継金融機関等に係る業務の継続の特例に係る承認の申請の規定の準用)
第二条の十二の四 第二十九条の二十四の規定は、法附則第十五条の四の二第七項において法第六十七条第二項及び第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十四第一項中「特定救済金融機関等(法第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。次項、第二十九条の二十七及び第二十九条の三十二において同じ。))」とあるのは「特定再承継金融機関等(法第二百二十六条の三十八第一項に規定する特定再

承継金融機関等をいう。次項において同じ。」と、同条第二項中「特定救済金融機関等」とあるのは「特定再承継金融機関等」と読み替えるものとする。

(特定再承継金融機関等に対する株式交換等の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用)

第二条の十二の五 第二十九条の二十五の規定は、法附則第十五条の四の二第七項において法第六十八条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十五第二号中「法附則第二十六条の三十七」とあるのは、「法附則第十五条の四の二第七項」と読み替えるものとする。

(特定再承継金融機関等に対する組織再編成の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用)

第二条の十二の六 第二十九条の二十六の規定は、法附則第十五条の四の二第七項において法第六十八条の三第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十六第二号中「法附則第二十六条の三十一」とあるのは、「法附則第十五条の四の二第七項」において準用する法第六十八条の三第一項と、「法附則第二十六条の三十一」において読み替えて準用する法第六十四条の二第六項」とあるのは「法附則第十五条の四の二第七項において読み替えて準用する法第六十四条の二第六項」と、「法附則第二十六条の三十一」において読み替えて準用する法第六十四条の二第五項」とあるのは「法附則第十五条の四の二第七項において読み替えて準用する法第六十四条の二第五項」と読み替えるものとする。

(特定再承継金融機関等に対する特定資金援助について準用する法の規定の読替え)

第二条の十二の七 法附則第十五条の四の二第六項のあつせん、同条第一項の規定による申込み、同条第五項において準用する法第二百二十六条の二十九第一項の認定又は法附則第十五条の四の二第六項のあつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社等、特定再承継金融機関等(同条第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。以下の条において同じ。)、法附則第十五条の四の二第二項に規定する特定再承継のための機構による特定資金援助及び当該特定資金援助(特定優先株式等の引受け等に係るものに限

る。)を受けた特定再承継金融機関等(当該特定優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関等を含む。)又は法附則第十五条の四の二第七項に規定する特定再承継特定持株会社等について、同項において法の規定を準用する場合においては、法第六十二条第二項中「前条第一項」とあるのは「同条第五項において準用する第二百二十六条の二十九第一項」と、「第五十九条第一項又は第五十九条の二第一項」とあるのは「附則第十五条の四の二第一項」と、同条第五項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、法第六十四条第四項及び第五項中「資金援助」とあるのは「特定資金援助」と、「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、同項中「合併等」とあるのは「特定再承継」と、法第六十四条の二第二項中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「資金援助」とあるのは「特定資金援助」と、同条第四項中「合併等」とあるのは「特定再承継」と、同条第二項第二号又は第六号」とあるのは「附則第十五条の四の二第二項第三号」と、「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「金融機関」とあるのは「金融機関等」と、同条第五項中「救済金融機関」とあるのは「特定再承継金融機関等」と、「合併又は新設分割」とあるのは「合併」と、「金融機関」とあるのは「金融機関等」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「特定再承継特定持株会社等」と、同条第六項第一号イ、ロ及びハ中「優先株式等」とあるのは「特定優先株式等」と、同項第二号中「優先株式等の引受け等」とあるのは「特定優先株式等の引受け等」と、「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、「定める株式等」とあるのは「定める第二百二十六条の二第二項第六項第一号に規定する特定株式等」と、法第六十五条中「合併等」とあるのは「特定再承継」と、「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、法第六十六

条第一項中「若しくは議決」とあるのは、「議決若しくは決定」と、同条第三項第二号中「第八十七条」とあるのは「第二百二十六条の十三」と、法第六十七条第一項中「適格性の認定等」とあるのは「附則第十五条の四の二第五項において準用する第二百二十六条の二十九第一項の認定又は附則第十五条の四の二第六項のあつせん」と、「適格性の認定等」とあるのは「認定又はあつせん」と、同条第二項中「適格性の認定等」とあるのは「附則第十五条の四の二第五項において準用する第二百二十六条の二十九第一項の認定又は附則第十五条の四の二第六項のあつせん」と、同条第三項中「破綻金融機関」とあるのは「承継協定銀行」と、法第六十八条中「適格性の認定等」とあるのは「附則第十五条の四の二第五項において準用する第二百二十六条の二十九第一項の認定又は附則第十五条の四の二第六項のあつせん」と、法第六十八条の二第二項中「取得優先株式等」とあるのは「附則第十五条の四の二第七項において読み替えて準用する第六十四条の二第六項に規定する取得優先株式等」と、同条第二項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「金融機関等又は特定持株会社等」と、法第六十八条の三第一項中「取得優先株式等」とあるのは「取得優先株式等」と、「第六十四条の二第六項」とあるのは「附則第十五条の四の二第七項において読み替えて準用する第六十四条の二第六項」と、「取得貸付債権」とあるのは「取得特定貸付債権」と読み替えるものとする。

(特定再承継金融機関等に対する特定資金援助に係る取得特定優先株式等の規定の準用)

第二条の十二の八 第二十九条の二十八の規定は、法附則第十五条の四の二第七項において法第六十四条の二第五項(法附則第十五条の四の二第七項において準用する法第六十八条の二第五項及び第六十八条の三第五項において準用する場合を含む。)の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十九条の二十八中「前条」とあるのは「附則第二条の十二の七」と、同条第一号及び第二号中「法第二百二十六条の三十一」とあるのは「法附則第十五条の四の二第七項」と読み替えるものとする。

(困難債権整理回収協定の定めによる業務により生じた利益の額)

第二条の十三 法附則第十五条の五第二項第三号に規定する政令で定めるところにより計算した

額は、困難債権協定銀行(同項第一号に規定する困難債権協定銀行をいう。次項、次条及び第二条の十五において同じ。)の各事業年度の第一号に掲げる収益の額の合計額から第二号に掲げる費用の額の合計額を控除した残額とする。

- 一 収益
 - イ 買取資産に係る譲渡益
 - ロ 買取資産である金銭債権及び有価証券に係る償還、払戻し又は残余財産の分配に伴う収益
 - ハ 買取資産である金銭債権及び有価証券に係る貸付金利息、受取配当金及び有価証券利息
 - ニ その他困難債権整理回収協定(法附則第十五条の五第二項に規定する困難債権整理回収協定をいう。次号において同じ。)の定めによる業務の実施による収益
 - 費用
 - イ 買取資産に係る譲渡損
 - ロ 買取資産である金銭債権及び有価証券に係る償還、払戻し又は残余財産の分配に伴う損失
 - ハ 買取資産である金銭債権に係る貸倒れによる損失
 - ニ 困難債権整理回収協定の定めによる資産の買取りのために必要とする資金その他の困難債権整理回収協定の定めによる業務の円滑な実施のために必要とする資金に係る借入金利息
 - ホ その他困難債権整理回収協定の定めによる業務の実施のために必要とする事務費その他の費用
- 2 困難債権協定銀行は、毎事業年度、前項に規定する残額があるときは、当該残額に相当する金額を当該事業年度の終了後三月以内に機構に納付するものとする。

(機構が特定回収困難債権の買取りの委託を行う場合について準用する法の規定の読替え)

第二条の十四 機構が困難債権協定銀行に対し特定回収困難債権(法第一条の二第一項に規定する特定回収困難債権をいう。)の買取りの委託を行う場合について法附則第十五条の五第七項において法の規定を準用する場合においては、法附則第七條第一項第二号の二中「次条第一項第二号の三」とあるのは「附則第十五条の五第二項第三号」と、同項第三号中「整理回収業務」とあるのは「困難債権整理回収協定の定

めによる業務」と、同項第五号中「次号並びに次条第一項第七号及び第八号」とあるのは「次号」と読み替えるものとする。

(困難債権整理回収協定の定めによる業務により生じた損失の額)

第二条の十五 法附則第十五条の第五八項において準用する法附則第十条の二に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、困難債権協定銀行の各事業年度の第二条の第十三第一項第二号に掲げる金額の合計額から、同項第一号に掲げる金額の合計額を控除した残額とする。

(一般勘定で経理する業務)

第二条の十六 法附則第十八条第一項第三号及び附則第二十三条第四項第二号に規定する政令で定めるものは、平成十四年四月一日以後に開始する法附則第七條第一項に規定する業務であつて、法附則第十八条第一項第一号及び第二号の二に掲げる業務に係るもの以外のもの(内閣府令・財務省令で定めるものを除く。)とする。

(特定負担金の決定に係る報告事項)

第二条の十七 法附則第十八条の二第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法附則第七條第一項に規定する業務(法第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十八第七項又は附則第十五条の四の二第七項において準用する法第六十四條第一項の決定に基づく特定資金援助、法第二百二十六条の三十二第四項において準用する法第六十四條第一項の決定に基づく追加的特定資金援助、法第二百二十九條第一項の規定による資産の買取り(特別監視金融機関等及び協定特定承継金融機関等に係るものに限る。))及び法附則第十条第七項に規定する措置(特別監視金融機関等について設けた法附則第十五条の二第四項第四号に規定する承継勘定に属する資産に係るものに限る。))に係るものに限る。)に係る収益の金額及びその明細

- 二 法附則第十五条の二第四項第五号の規定に基づき承継協定銀行から納付され収納した金銭(特別監視金融機関等について設けた同項第四号に規定する承継勘定に属する資産に係るものに限る。))の金額

- 三 法附則第十五条の四の二第七項において準用する法第六十四條第一項の決定に基づく特定資金援助に係る業務に係る費用及び収益の金額並びにこれらの明細

(特別保険料率等)

第三条 法附則第十九条第二項において準用する法第五十一条第一項に規定する政令で定める預金等は、第三条各号に掲げる預金等で、法附則第十九条第二項において準用する法第五十条第一項の規定により金融機関が提出する同項の書類に記載されたものとする。

2 法附則第十九条第三項に規定する特別保険料率は、〇・〇三六パーセントとする。

- 3 第三十四條及び第三十五條の規定は、法附則第十九條第一項において、第三十四條第一項中「法第五十一条第一項又は法第二百二十二條第三項」とあるのは「法附則第十九條第二項において準用する法第五十一条第一項」と、同条第二項中「法第五十一条第一項、第五十二條第二項(法第二百二十二條第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。))又は法第二百二十二條第三項」とあるのは「法附則第十九條第二項において準用する法第五十一条第一項又は法附則第十九條第二項において準用する法第五十二條第二項」と、同条第三項中「法第五十二條第二項」とあるのは「法附則第十九條第二項において準用する法第五十二條第二項」と、同条第三十五條第二項中「法第五十二條第一項」とあるのは「法附則第十九條第二項において準用する法第五十二條第一項」と、同条第三項中「法第五十一条第一項」とあるのは「法附則第十九條第二項において準用する法第五十一条第一項」と、「合計額を平均した額」とあるのは「合計額」と読み替えるものとする。

(特例業務基金の使用の金額)

第三条の二 法附則第十九条の三第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 特別資金援助(法附則第十八条第一項第一号に規定する特別資金援助をいう。以下同じ。)) 特別資金援助を実施するために支払を要する費用の額(当該支払により資産の取得をすることとなる場合には、当該取得に係る資産の取得価額に相当する額を控除した額。以下この号において「実施費用額」という。)に相当する金額から、同条第二項の規定により当該実施費用額につき同項に規定する一般勘定(以下「一般勘定」という。)から同項

に規定する特例業務勘定(以下「特例業務勘定」という。))に繰り入れられる金額に相当する金額及び特例業務勘定における当該特別資金援助の実施直前の責任準備金額(内閣府令・財務省令で定めるところにより計算した責任準備金の額をいう。以下この条において同じ。))の合計額を控除した残額

二 預金等債権の特別買取り(法附則第十八条第一項第二号に規定する預金等債権の特別買取りをいう。以下同じ。)) 預金等債権の特別買取りを実施するために支払を要する費用の額に相当する金額から、当該支払により取得することとなる預金等債権につき法第七十条第三項に規定する概算払率が法第七十一条第二項の規定に基づき定められることとした場合の法第七十条第二項に規定する概算払額の総額に相当する額及び特例業務勘定における当該預金等債権の特別買取りの実施直前の責任準備金額の合計額を控除した残額

三 法附則第十八条第一項第三号に規定する業務のうち法附則第七條第一項第二号に規定する損失の補てん(以下この号において「損失の補てん」という。)) 各事業年度の損失の補てんを実施するために支払を要する費用の額に相当する金額(附則第三条の四第一項に規定する特定破綻金融機関に該当する破綻金融機関(以下この号において「特定破綻金融機関」という。))のうち、当該事業年度にその譲受債権等につき附則第二条の九第一号に掲げる金額(以下この号において「特定損失額」という。))が生じたものがあるときは、それらの特定破綻金融機関の当該事業年度の特定損失額(当該事業年度に特定損失額が生じた特定破綻金融機関のうち、当該事業年度の特定損失額と当該事業年度の事業年度の特定損失額との合計額が、当該特定破綻金融機関に係る資産超過金額(附則第三条の四第二項第二号に掲げる金額をいう。以下この号において同じ。))を上回るものがあるときは、その上回るものとなる特定破綻金融機関については、当該資産超過金額から当該事業年度前の特定損失額の合計額を控除した残額)の合計額を控除した残額)から、当該損失の補てんの実施直前の特例業務勘定の責任準備金額を控除した残額

(特例業務基金の使用額の算定基準日)

第三条の三 法附則第十九条の三第二項に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる日のい

ずれか遅い日(同日が、平成十四年四月一日前の日となる場合には平成十四年四月一日とし、平成十五年三月三十一日後の日となる場合には平成十五年三月三十一日とする。次条第二項第一号において「業務終了日」という。))とする。

一 機構が法第六十四條第一項の規定により行う旨の決定をしたすべての特別資金援助の実行を完了した日

二 機構が法第七十条第一項の規定により行う旨の決定をしたすべての預金等債権の特別買取りに係る買取期間(法第七十二条第二項の規定により機構が買取期間の変更をした場合にあっては、当該変更後の買取期間)の末日のうち、最も遅い日

(特例業務基金の使用から控除される金額等)

第三条の四 法附則第十九条の三第二項に規定する政令で定める破綻金融機関は、救済金融機関との合併等(法第五十九條第二項に規定する合併等をいう。次項第二号において同じ。))の直前においてその資産の額が負債の額を上回る破綻金融機関(次項において「特定破綻金融機関」という。))とする。

- 1 法附則第十九条の三第二項に規定する破綻金融機関で政令で定めるものがあるとき、各特定破綻金融機関の第一号に掲げる金額(当該金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、同号に掲げる金額)の合計額とする。
- 2 法附則第十九条の三第二項に規定する破綻金融機関で政令で定めるものがあるとき、各特定破綻金融機関の第一号に掲げる金額(当該金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、同号に掲げる金額)の合計額とする。

- 一 特定破綻金融機関のそれぞれに係る次に掲げる金額の合計額
- イ 特別資金援助に係る資産の買取りその他の内閣府令・財務省令で定める資金援助(法第五十九條第一項に規定する資金援助をいう。))の実施により業務終了日までに機構に生じた費用(法附則第十条の二の規定による損失の補てんに係るものを除く。))又は損失として内閣府令・財務省令で定めるものの金額

- ロ 附則第二条の九第一号に掲げる金額で業務終了日の属する協定銀行の事業年度の直前の事業年度までに生じたものの合計額に相当する金額
- 二 特定破綻金融機関のそれぞれに係る合併等の直前におけるその資産の額と負債の額との差額に相当する金額

- 3 法附則第十九条の三第二項に規定する資産の買取りに係る機構の費用として政令で定める金

額は、法附則第六条の三第一項の規定による資産の買取りをするために機構がした借入金利息の額及び当該資産の管理又は処分を行うために機構が要した費用の額の合計額に相当する金額とする。

4 法附則第十九条の三第二項に規定する損失の補てんに要した金額として政令で定める金額は、法附則第六条の四第一項の規定による損失の補てんの額及び当該損失の補てんを行うために機構がした借入金の利息の額の合計額に相当する金額とする。

第三條の五 法附則第十九条の四第五項に規定する政令で定める場合は、内閣府令・財務省令で定めるところにより日本銀行に対し担保権の設定をする場合とする。

第四條 法附則第二十条第一項に規定する政令で定める金額は、六兆五千億円とする。

第五條 機構は、法附則第二十一条第一項の規定により特例業務勘定を廃止したときは、その廃止の際特例業務勘定に属する資産（法附則第七條第一項第一号の規定による協定銀行に対する出資金その他の金融庁長官及び財務大臣が定める資産（以下この項において「出資金等」という。）を除く。）をもつて特例業務勘定に属する負債（法附則第十一条第一項の規定による協定銀行の借入れに係る債務の保証に係る保証債務その他の金融庁長官及び財務大臣が定める負債（以下この項において「保証債務等」という。）を除く。）を処理した後、その残余の資産（出資金等を含む。）及び負債（保証債務等を含む。）を一般勘定に帰属させるものとする。

2 前項に定めるもののほか、特例業務勘定に属する資産及び負債の一般勘定への帰属に関し必要な事項は、金融庁長官及び財務大臣が定める。

第六條 法附則第二十一条第二項に規定する政令で定める事由により利益が生じたときは次の各号に掲げる事由により利益が生じたときとし、同項に規定する利益の金額として政令で定める金額はそれぞれ当該事由に応じ当該各号に定める金額とする。

一 特定資産（法附則第二十一条第二項に規定する特定資産をいう。以下同じ。）である金

銭債権（以下「買取金銭債権」という。）に於いて、弁済を受けた金額（当該弁済が代物弁済によるものである場合には、当該代物弁済により譲り受けた資産の処分等により得られた金額をいい、当該代物弁済により土地又は建物（以下この条及び次条第六号において「土地等」という。）の取得をし、当該取得をした土地等を譲渡した場合において、当該土地等について機構が支出した金額のうち、その支出により当該土地等の取得の時に於いて当該土地等につき通常の管理又は修理をするものとした場合に予測されるその支出の時の額に当該土地等の価額を増加させる部分の額）に相当する金額（以下この条及び次条第六号において「資本的支出の額」という。）があるときは、当該資本的支出の額を控除した残額をいう。以下同じ。）が当該買取金銭債権の取得価額（買取りの対価の額をいう。次条第三号及び第四号を除き、以下同じ。）を上回つたこと。当該弁済を受けた金額と当該買取金銭債権の取得価額との差額に相当する金額

二 特定資産である土地等（以下「買取土地等」という。）の譲渡の対価として支払を受けた金額（当該買取土地等について機構が支出した金額のうち資本的支出の額があるときは、当該資本的支出の額を控除した残額。次条第三号において同じ。）が当該買取土地等の取得価額（特定資産に係る機構の業務の用に供する特定資産である建物にあつては、その償却費の額の累積額を控除した額。同号において同じ。）を上回つたこと。当該支払を受けた金額と当該買取土地等の取得価額との差額に相当する金額

三 買取土地等以外の特定資産（以下「買取資産」という。）の譲渡の対価として支払を受けた金額が当該買取資産の取得価額（特定資産に係る機構の業務の用に供する買取資産に於いては、その償却費の額の累積額を控除した額。次条第四号において同じ。）を上回つたこと。当該支払を受けた金額と当該買取資産の取得価額との差額に相当する金額

四 特定資産である有価証券その他これに類するものとして内閣府令・財務省令で定めるもの（以下「買取有価証券等」という。）に於いてその償還金、払戻金又は残余財産の分配金として支払を受けた金額が当該買取有価証券の取得価額（当該買取有価証券の取得価額と当該支払を受けた金額との差額に相当する金額）を上回つたこと。当該買取有価証券の取得価額と当該支払を受けた金額との差額に相当する金額

券等の取得価額を上回つたこと。当該支払を受けた金額と当該買取有価証券等の取得価額との差額に相当する金額

五 特定資産から果実が生じたこと。当該果実に相当する金額

六 次条第一号又は第二号に掲げる事由に該當して損失の生じた特定資産につき、弁済を受けたこと。当該弁済を受けた金額に相当する金額

第六條の二 法附則第二十一条第二項に規定する政令で定める事由により損失が生じたときは次の各号に掲げる事由により損失が生じたときとし、同項に規定する損失の金額として政令で定める金額はそれぞれ当該事由に応じ当該各号に定める金額とする。

一 買取金銭債権について弁済を受けた金額が当該買取金銭債権の取得価額を下回つたこと（当該買取金銭債権に係る債務者の財産の状況、支払能力等からみて当該弁済以外の弁済を受けることができないことが明らかである場合又は当該買取金銭債権に係る債務の全部が履行されている場合に限る。）当該買取金銭債権の取得価額と当該弁済を受けた金額との差額に相当する金額

二 買取金銭債権に係る債務者の財産の状況、支払能力等からみて当該買取金銭債権の全額について弁済を受けることができないことが明らかとなつたこと。当該買取金銭債権の取得価額に相当する金額

三 買取土地等の譲渡の対価として支払を受けた金額が当該買取土地等の取得価額を下回つたこと。当該買取土地等の取得価額と当該支払を受けた金額との差額に相当する金額

四 買取資産の譲渡の対価として支払を受けた金額が当該買取資産の取得価額を下回つたこと。当該買取資産の取得価額と当該支払を受けた金額との差額に相当する金額

五 買取有価証券等についてその償還金、払戻金又は残余財産の分配金として支払を受けた金額が当該買取有価証券等の取得価額を下回つたこと。当該買取有価証券等の取得価額と当該支払を受けた金額との差額に相当する金額

取土地等及び買取金銭債権に係る代物弁済により取得した土地等に係る資本的支出の額を除く。）があるとき。当該使用した金額に相当する金額

（協定後勘定に移転した住専債権について適用する法の規定の読替え）

第六條の三 法附則第二十一条第一項の規定により協定後勘定に移転した住専債権について同条第二項において法の規定を適用する場合においては、法附則第八條第一項第一号中「こと」とあるのは、「こと及び附則第二十一条の二第一項の規定により協定後勘定に移転した住専債権に係る整理回収業務を行うこと」とする。

第七條 第三十七條第二項の規定は、同項に規定する労働金庫につき、金融庁長官及び財務大臣が法附則第十六條第二項の規定による認定を行ったとき、並びに金融庁長官及び財務大臣が法附則第十七條第二項の規定により特別払戻率を定めたときについて準用する。

附則（昭和四十九年六月一日政令第一八八号）
この政令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五十四年三月三〇日政令第五四号）
この政令は、昭和五十四年四月二日から施行する。

附則（昭和六一年六月一七日政令第二一八号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和六十一年七月一日から施行する。
附則（昭和六一年六月二八日政令第二四九号）
（施行期日）
第一条 この政令は、昭和六十一年七月一日から施行する。
（預金保険法を適用しない労働金庫）
第二条 預金保険法及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第一項に規定する政令で定める労働金庫は、次に掲げる労働金庫とする。
一 この政令の施行の際に解散の決議でまだ大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けていないものをしている労働金庫

二 この政令の施行の際現に業務の停止の命令を受けている労働金庫
 三 前二号に掲げるもののほか、この政令の施行の日前一年間において業務の状況が正常でなかったと認められる労働金庫で大蔵大臣が指定するもの

附 則 (昭和六一年九月二日政令第二九〇号)
 この政令は、昭和六十一年十二月一日から施行する。

附 則 (平成五年三月三日政令第二九号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成四年法律第八十七号。以下「制度改革法」という。)の施行の日(平成五年四月一日)から施行する。

附 則 (平成八年六月二日政令第一八二号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第十条の改正規定は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成八年二月二日政令第三三五号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、金融機関等の経営の健全性を確保するための関係法律の整備に関する法律(以下「健全性確保法」という。)の施行の日(平成九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成九年九月一九日政令第二八八号)
 この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成九年十月一日)から施行する。

附 則 (平成九年二月一九日政令第三七〇号)
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年二月二二日政令第三七六号)

この政令は、公布の日から施行する。
 附 則 (平成九年二月二五日政令第三八三号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律の施行の日(平成十年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一〇年二月一八日政令第二七〇号)
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年五月二七日政令第一八四号)
 この政令は、金融監督庁設置法の施行の日(平成十年六月二十二日)から施行する。

附 則 (平成一〇年一〇月二二日政令第三三三三号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一〇年一〇月二二日政令第三四〇号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、預金保険法の一部を改正する法律(平成十年法律第三十三号。附則第四条において「預金保険法一部改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年一〇月二二日政令第三四二号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、新預保法施行令(以下この条において「新預保法施行令」という。)の規定の適用については、新預保法施行令中「金融再生委員会」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。この場合において、新預保法施行令第二十二條の金融再生委員会規則により定めるべき事項は、総理府令である。

附 則 (平成一〇年一〇月二二日政令第三四二号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一〇年一〇月二二日政令第三四二号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年一〇月二二日政令第三四二号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年一月二〇日政令第三六九号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三十一日政令第一一三三号)
 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二三日政令第八六号)
 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三十一日政令第一五〇号)
 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第二四四号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 平成十三年四月一日に開始する営業年度（預金保険法第三十七条第三項に規定する信用金庫等）にあつては、事業年度）に納付する同法附則第十九条第一項に規定する特別保険料についての同条第二項において準用する同法第五十一条第一項の規定の適用については、同項中「各日（銀行法第十五条第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六條第一項及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する休日を除く。）」とあるのは「末日」と、「合計額を平均した額」とあるのは「合計額」とする。

第三条 預金保険法等の一部を改正する法律（以下この条及び次条において「改正法」という。）第十一條の規定による改正後の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二條第七項の規定は、改正法の施行の日以後に金融機関について更生手続開始の申立て、再生手続開始の申立て又は破産手続開始の申立てがあつた事件について適用し、同日前に金融機関について更生手続開始の申立て、再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）附則第二条の規定による廃止前の破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第七十六号）第四条の規定による改正前の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による破産の申立てがあつた事件については、なお従前の例による。

第四条 改正法附則第十一条の規定は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の規定により信託業務を営む同項に規定する金融機関について準用する。

第五条 第一条の規定による改正後の預金保険法施行令第四条の規定は、この政令の施行の日以後に発生する預金保険法第四十九条第二項に規定する保険事故に係る同法第五十三条第四項の規定による仮払金の支払について適用し、同日前に発生した保険事故に係る仮払金の支払については、なお従前の例による。

附則（平成一三年七月二三日政令第二四七号）
この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

附則（平成一三年九月二二日政令第三一一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、商法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十三年十月一日）から施行する。

（経過措置）
第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一四年三月二九日政令第八七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成一四年一二月六日政令第三六三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十五年一月六日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第六条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一五年一月二二日政令第一〇号）
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第三条第二号ロに規定する政令で定めるところにより計算した額は、平成十六年三月三十一日に終了する営業年度（改正法による改正後の預金保険法（以下「新預金保険法」という。）第五十条第一項に規定する営業年度をいう。以下同じ。）の各月の最終営業日における特定決済債務（新預金保険法第六十九条の二第一項に規定する特定決済債務をいう。以下同じ。）の額の合計額を平均した額とする。

第三条 改正法附則第四条に規定する一般預金等のうち政令で定めるものは、この政令による改正後の預金保険法施行令（以下「新預金保険法

施行令」という。）附則第二条の第三号に掲げる預金のうち決済用預金（新預金保険法第五十一条の二第二項に規定する決済用預金をいい、新預金保険法第六十九条の二第二項の規定により決済用預金とみなされる一般預金等を含む。次項及び附則第五条第二項において同じ。）に該当しないものとする。

2 改正法附則第四条に規定する決済用預金のうち政令で定めるものは、新預金保険法施行令附則第二条の第三号に掲げる預金のうち決済用預金に該当するものとする。

第四条 改正法附則第三条に規定する政令で定める日は、平成二十年三月三十一日とする。

第五条 改正法附則第四条第一号ロに規定する政令で定めるところにより計算した額は、一般預金等（新預金保険法第五十一条第一項に規定する一般預金等をいい、新預金保険法第六十九条の二第二項の規定により決済用預金とみなされるものを除く。）に係る保険料を納付すべき日を含む営業年度（会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日以後にあつては、事業年度。以下この条において同じ。）の直前の営業年度の各月の最終営業日における要調整一般預金等（改正法附則第四条に規定する要調整一般預金等をいう。）の額の合計額を平均した額とする。

2 改正法附則第四条第二号ロに規定する政令で定めるところにより計算した額は、決済用預金に係る保険料を納付すべき日を含む営業年度の直前の営業年度の各月の最終営業日における要調整決済用預金（改正法附則第四条に規定する要調整決済用預金をいう。）及び特定決済債務の額の合計額を平均した額とする。

（財務局長等への権限の委任）
第六条 金融庁長官は、改正法附則第八条第一項の規定により委任された権限を、金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項の規定は、同項に規定する権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。
3 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

附則（平成一五年三月二八日政令第一一七号）
この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附則（平成一五年三月二八日政令第一一九号）
この政令は、会社更生法の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附則（平成一五年四月一日政令第一九一号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年八月六日政令第三五七号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年四月一日政令第一四六号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年七月二三日政令第二四四号）
この政令は、預金保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年八月一日）から施行する。

附則（平成一六年一〇月二〇日政令第三一八号）抄
（施行期日）
1 この政令は、破産法の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一六年一二月二八日政令第四二九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。

附則（平成一七年四月一日政令第一三五号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年三月三〇日政令第一〇四号）
（施行期日）
第一条 この政令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の預金保険法施行令第三十六条の規定は、この政令の施行の日以後に行われる同条第一項に規定する解散等又は同条第二項に規定する新設合併があつた日を含む営業年度の翌営業年度に納付すべき保険料について適用する。

附則 (平成一八年四月一九日政令第一七四号)
この政令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附則 (平成一八年一月一五日政令第三八四号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年四月一日政令第一四五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年七月一三日政令第二〇八号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附則 (平成一九年八月三日政令第二三三号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第六十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二〇年三月三十一日政令第一〇八号)
この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則 (平成二〇年五月二一日政令第一八〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則 (平成二〇年七月四日政令第二一九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

附則 (平成二〇年一月二五日政令第三六九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第六十五号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十年十二月十二日)から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第十二条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二二年三月二二日政令第八四号)
この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年三月一日政令第一九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。ただし、附則第九

条及び第十條の規定は公布の日から、附則第十二條の規定(預金保険法施行令(昭和四十六年政令第百十一号)第三條第八号の改正規定に限る。)及び附則第十三條の規定(農水産業協同組合貯金保険法施行令(昭和四十八年政令第二

百一十号)第六條第八号の改正規定に限る。)は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第九号)附則第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十二年七月一日)から施行する。

附則 (平成二三年一月二八日政令第三三三号)
この政令は、預金保険法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年十月二十九日)から施行する。

附則 (平成二六年四月一日政令第一六一号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二七年一月二八日政令第二三三号)
この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月一日)から施行する。

附則 (平成三〇年六月六日政令第一八三三号)
この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附則 (令和元年六月二八日政令第四四号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和三年一月一〇日政令第三〇九号)
この政令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日(令和三年十一月二十二日)から施行する。

附則 (令和三年一月一〇日政令第三〇九号)
この政令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日(令和三年十一月二十二日)から施行する。